

1 『中国百科』増補分

第1部 地理（殆どが追加分、係争地は一部修正）

直轄市・省・自治区の略称（追加のページ）

中国の各地区にはそれぞれ略称がある。これらは各地区的名称から一文字を採ったもの、古代の国名、また山河など地理的名称に由来する。車のナンバープレートで目に見る機会が多い。

「京」：北京市 古代「薊」と呼ばれた。北京の名は1421年より。

「滬」（簡体字「沪」）：上海市 古代松江下流一帯を漁具の名から「こうく滬漬」と呼び「滬」が上海市の略称に。

「津」：天津市 天子が河を渡った地を意味する天津の名から略称「津」

「渝」または「巴」：重慶市 「渝」は市内を流れる河川名の渝水から。
「巴」は商周時代の巴国の首都があったことより。

「黑」（簡体字「黒」）：黒竜江省 省内を流れる黒竜江由来の省名から
「吉」：吉林省 吉林の名は満洲語で川沿いの意。略称は最初の一文字。

「遼」（簡体字「辽」）：遼寧省 略称は省名より。

「冀」：河北省 中国の地理書『禹貢』の記述、冀州による。

「晋」：山西省 春秋時代に晋の国があった地域による。

「内蒙古」：内モンゴル自治区 正式な略称は「内蒙古」と三文字（車のナンバープレートは別で「蒙」の一文字）。

「豫」：河南省 『禹貢』に記された九州の一つ豫州があった地から。

「鄂」：湖北省 隋の時代に置かれた地方政府の鄂州から。

「湘」：湖南省 省を縦断するように洞庭湖に流れる河川の湘江に由来。

「贛」（簡体字「赣」）：江西省 省内を流れ鄱陽湖に注ぐ河川の贛江より。

「魯」：山東省 略称は周代この地域の国名である魯より。

「皖」：安徽省 古代の皖国からとされる。天柱山（皖山）の名からとも

「蘇」（簡体字「苏」）：江蘇省 省名の二番目の文字「蘇」（蘇州市よりといわれている）が略称。例外として、江蘇省と浙江省、上海市を合わせて言う時は「江浙滬」と「江」が江蘇省を表す文字となっている。

「浙」：浙江省 錢塘江の別名である浙江が省名となり略称に。

「閩」（簡体字「闽」）：福建省 閩越族の名から。また省内を流れる閩江の名からともいわれている。

「粵」：廣東省 古代南越の呼び名が隋唐以降「南粵」に。

「瓊」：海南省 琼は瓊に同じ、美しい玉の意。前漢に琼崖郡が、唐代には琼州が置かれたことから「瓊」が海南省を表す漢字となった。

「桂」：廣西チワン族自治区 宋～清に行政の中心が桂林（桂林府）にあったことからとされる。また秦の時代に桂林郡が置かれたからとも。

「陝」（簡体字「陕」）または「秦」：陝西省 春秋戦国期の秦の国による。

「甘」または「隴」（簡体字「陇」）：甘肅省 「隴」の略称は、省の東部は隴山（六盤山）を境としていることから。

「寧」（簡体字「宁」）：寧夏回族自治区 略称の「寧」は省名より（寧の字はまた、南京市の略称でもある）。

「青」：青海省 中国最大の内陸塩湖である青海湖が省名になり「青」に

「新」：新疆ウイグル自治区 略称は自治区名の最初の一文字。

「川」または「蜀」：四川省 略称は省名二文字目の「川」に。また、商周期には古蜀族が治めていたため「蜀」の略称もある。

「貴」（簡体字「贵」）または「黔」：貴州省 黔は「黒い色」の意味。古代、黔中郡が設置されたからといわれる。

「雲」（簡体字「云」）または「滇」（簡体字「滇」）：雲南省 省名から「雲」。また「滇」は、紀元前3世紀頃にあった滇国の名からとも。

「藏」：チベット（西藏）自治区（簡体字「藏」） 自治区名より「藏」

「台」：台湾省 略称は最初の一文字を採って「台」。

「港」：香港特別行政区 略称は二文字目「港」の字を採用。

「澳」：^{おう}マカオ（澳門）特別行政区 明代には「蠔鏡」の記述。船の停泊港として「蠔鏡澳」とも。略称はこの「澳」の字から。[酒井達夫]

香港「雨傘運動」と逃亡犯条例改定反対運動 (追加のページ)

■2014年の雨傘運動

香港特別行政区政府長官は返還時における中英両国の合意により、いずれ制限選挙から普通選挙に変えることとしていたが、中国全人代の提案した選挙制度が不十分だとする「民主派」勢力が2014年秋に起こした運動。

「オキュパイ・セントラル」とのスローガンで道路を占拠したが、警察の排除活動に雨傘で抵抗したために「雨傘運動」ないし「雨傘革命」と呼ばれる。2014年9月26日に始められ、警察の排除で道路封鎖が解かれる12月15日までの約80日間に及んだ。

全人代の提案した選挙制度が問題とされたのは、全住民が等しく選挙に参加できる「普通選挙」ではあっても、最終的に候補者となるのは指名委員会の選出する2・3人に限られるとなっていたからである。「民主派」はこれでは「真の普通選挙」にならないとした。ただし、彼らが占拠した香港島セントラル(中環)地区、アドミラルティ(金鐘)地区や九龍半島モンコック(旺角)地区は東京で言えば新宿や霞が関、銀座のような地区で長期に亘る占拠は市民の反発が強く、結果的には香港政府提案の「普通選挙」も「真の普通選挙」もどちらもが実現せず、2017年の行政長官選挙は旧来型の制限選挙となってしまった。

■2019年提出逃亡犯条例改定案への反対運動

2018年に香港の若者が恋人を台湾で殺害し彼はその後香港で警察に逮捕されたが、香港の逃亡犯引き渡し条例に台湾が対象国となっていなかつたために2019年2月に香港政府は条例改正案を立法会に提出した。しかしその案では引き渡し先を「台湾」とせず「中華人民共和国のその他の部

分」として中国本土で犯罪を起した者を香港政府が本土に引き渡せることとなっていたために、それへの大規模な反対運動が起きた。当初は本土での反腐敗キャンペーンに連動して資産差押えなどを恐れる財界人が反対したが、間もなく人権問題に敏感な「民主派」が中心



「雨傘運動」での路上バリケード

(2014年10月撮影)



「民主派」が破壊した中国商店

(2019年11月撮影)

となり、大規模な集会・デモが繰り返されるようになった。特に6月16日の集会は主催者発表200万人(警察発表33.8万人)という規模に達し、この運動は2020年1月まで続いた。

こうした反対運動で香港政府は条例改正案の撤回をすることとなるが、運動の高揚に伴って警察は催涙弾や銃を使用、「民主派」も火炎瓶などを使用するなど双方の暴力化が進行する。この結果、警察支持の住民および「民主派」活動家の双方に1名ずつの死者が出るなどした。また、「民主派」要求は条例改正案の撤回だけでなく、以下の4要求を含む「5大要求」に広がる。①普通選挙の実現、②警察の暴力に対する独立調査委員会の設置、③逮捕されたデモ参加者の逮捕取り下げ、④デモを「暴乱」とした認定の取り消しである。「民主派」はこの要求の1つも欠かせないとしているが、追加の4要求は未実現である。

この過程で香港市民の世論は大きく「民主派支持」に動き、そのことは11月24日に実施された区議会議員選挙で彼らが前回比約100万票増57%の得

票で86%の議席を獲得できることに示された。ただし、「民主派」の暴力に反対して与党系候補(現地では「建制派」と呼ばれる)も前回比で50万票弱増やしている。[大西広]

周辺諸国との係争地(未解決のもの,下線を追加)

中国には現在、以下のような未解決の国境問題がある。

■尖閣諸島(中国名釣魚島列島)

それ以前に「無主の地」であったこの諸島を1895年の閣議決定により日本は取得したとするが、中国政府は日清戦争により取得されたものであるから1945年の敗戦後によって返還されるべきものと主張している。台湾政府もまた別の根拠で領有権を主張している。日中両国の国交回復、平和条約締結後は「棚上げ」されてきたが、近年はその合意が事実上破棄され、紛争となっている。ただし、基本的には日本が実効支配をしている。

■韓国との間で

蘇岩礁という東シナ海で中韓が共同管理している排他的経済水域内にある暗礁があるが、1987年に韓国が灯台を建設するなどしたため中国との間で紛争が生じている。

■西沙諸島

越仏間の第一次インドシナ戦争終結後、東半分を中国が、西半分を南ベトナムが支配していた。しかし、ベトナム戦争末期の1974年に中国軍が侵攻して全領域が現在中国に実効支配されている。ただし、ベトナムはそれを認めていない。

■南沙諸島

南シナ海南部の約100の小島群。西沙諸島と同様、1945年までは日本に留有されていたがポツダム宣言の受諾とサンフランシスコ条約により日本が放棄、その後、台湾やフィリピン、ベトナム、中国、マレーシアが入り乱れて実効支配する状態が続いている。最も大きな島である太平島を台湾が実効支配し飛行場も設置しているが、近年中国はいくつかの環礁を埋め立てて飛行場などを建設している。なお、これら諸國の他、ブルネイも主

権を主張している。

■カシミール地方

カシミールの帰属問題はインド独立時のインドとパキスタンへの分割問題に端を発するが、中国との国境地帯でもあり、中国は両国それぞれに対して係争地を抱えることとなる。その一方のパキスタンとの係争地は1963年の条約により中国への割譲で解決したが、インドとの間では1959年と1961年に武力衝突にも発展し、二か所の係争地(アクサイチン地区およびアルナチャール・プラデーシュ州タワン地区)は現在も未解決となっている。ただし、アクサイチン地区は中国が実効支配している。なお、2005年の中印協議では係争地でも人口密集地では争わないとの合意がなされ、軍事的衝突は収まっている。

■インド東部・チベット自治区間の国境紛争

ブータンの東側にあるインド東北辺境地区はインドがアルナーチャル・プラデーシュ州として実効支配しているが、中国政府はそれを認めていない。これは英領インド時代の1914年にインドとチベット政府の間で取り決められたマクマホン・ラインと呼ばれる国境線により英領インドに編入されたものであるが、この会議に出席した当時の中華民国代表が認めなかつた。この紛争は1959年に武力衝突にまで発展している。2020年からブータンが東部タシガン県一部とするサクテン野生動物保護区区域の領有権をめぐっても対立が生じているが、これもこのマクマホン・ラインと関係している。

■ブータン中部と西部周辺での国境紛争

ブータンとの間では中部や西側でも紛争の歴史がある。西側では1960年代に旧インド保護国シッキムのナトゥラ峠で武力衝突があり、その後1975年にシッキムがインドに完全併合される際、中国は不承認の態度をとったが、2003年には態度を転換してインドの主権を承認した。

ただし、2017年にインド、ブータン、中国が合流するドクラム地区に中国が道路を建設したことから新たな紛争が生じている。この地区については1984年以来28度の会談、1997年の国境協定の締結があつたが、まだ

全面的な国境の画定でなかったこととなる。[大西広]

2014-2017年認定の世界遺産(追加のページ)

2013年以降、17年までに中国の登録件数は7件増え、計52件となり世界2位をキープしている。内訳は文化遺産36件、自然遺産は12件、複合遺産は4件である。

■シルクロード：長安一天山回廊の交易路網（2014年）

東西文明の交流と交易ルートであった「シルクロード」の一部。中国では初の他国と共有する世界遺産となる。総延長距離約8,700 kmは世界でも最大規模、登録遺産構成要素のうち、中国部分は22件であり、以下が認定されたが、いずれも著名な遺産である。

中原地区では都がおかれていた当時の栄華を示す、①西安市の前漢長安城未央宮遺跡、②唐長安城大明宮、③洛陽市の後漢北魏洛陽城、④隋唐洛阳城定鼎門。両市の間にある重要な関所と道では、⑤新安県漢代函谷關、⑥石壕地区崤函古道が認定。仏教遺産として⑦大雁塔、⑧小雁塔、⑨興教寺塔。西に向かう重要な石窟群として⑩甘肃省天水市郊外の麦積山石窟群（ばくせきざん）、⑪彬県の彬県大仏寺石窟。漢の武帝の命で西域各地を回った⑫陝西省漢中市の張騫墓。

河西回廊地区は、石窟寺院として⑬甘肃省蘭州市郊外の炳靈寺石窟寺院交通および防衛施設として⑭鎖陽城、⑮懸泉駅站、⑯玉門關が認定。

天山南路・天山北路地区では、交通の要衝に、防衛等のために築かれた遺跡、新疆ウイグル自治区に位置する⑰北庭故城、⑱高昌故城、⑲交河故城の遺跡、遺構がある。仏教遺跡として、⑳キジル石窟寺院、㉑スバシ仏教寺院址、その他烽火用に築かれた㉒キジルガハ烽火台は13mの高さを誇る。

■大運河（2014年）

北京から杭州に至る世界最古の、長い人工大運河。紀元前から建設が始

まり、隋時代には、内陸部を結ぶ交通網となった。歴代王朝により維持拡張され、穀物、軍事輸送等に利用された。元代には、総延長2000km以上に及んだが、今回認定はその一部。黄河や長江等5つの河川流域をつなぐ運河、陸上施設等、全体で31の構成要素からなる。

1. 隋唐の時代の大運河

1) 通濟渠：黄河から淮河に至る部分。河南省洛陽市2か所、鄭州市1か所、商丘市2か所、安徽省2か所

2) 永濟渠：隋の煬帝時代、黄河から分流した運河、河南省2か所

2. 京杭大運河：

3) 里運河 江蘇省淮安市2か所、揚州市1か所（瘦西湖等）



瘦西湖:揚州

(4) 江南運河 江蘇省常州市、無錫市、蘇州市（盤門、宝帶橋等）各1ヶ所、浙江省2か所

(5) 通惠河 北京市2か所（玉河故道、什刹海等）

(6) 北運河 天津市1か所

(7) 南運河 河北省及び山東省で合わせて1か所

(8) 会通河 山東省4か所

(9) 中運河 山東省（台兒莊段運河）、江蘇省各1ヶ所

3. 浙東運河

(10) 浙江省紹興市2か所（八字橋等）、寧波市2か所

どし ■土司遺跡群（2015年）

中国の王朝がチベット族、苗族など少数民族の首長に与えた官職を「土司」と呼んだ。土司の遺跡群は、南方の民族が多く集まり暮らしていた、湖南・湖北・貴州3省の交わる武陵山地区に分布しており、湖南省永順老司城、湖北省唐崖土司城遺跡、貴州省播州海竜屯遺跡、の3か所が認定遺産だ。

さこうかざん ■左江花山の岩絵の文化的景観（2016年）広西チワン族自治区

紀元前5世紀から2世紀にかけてチワン族の祖先である駱越人が描いたもので、左江とその支流の明江、両岸の断崖に描かれている。流域では、89カ所、300組が発見されており、絵の総数は5000点以上。色鮮やかな岩絵群は、ほとんどが人物像で、儀式などの様子が描かれており、当時の人々の営みを知ることができる。

■歴史的共同租界、鼓浪嶼（コロンス島）（2017年）福建省

アモイ島の西南にある面積2km²足らずの小島だが、豊かな自然環境から「海上の花園」と称される。20世紀初めに列強の共同租界となり、その後民国時代には華僑が別荘を建てたことから「万国建築博物館」とも呼ばれるようになり多様な様式の建築が残る。明代末期に清朝に対抗した鄭成功が要塞を築いた場所で記念館もある。島内中央には日光岩があり、市内を一望できることで観光地になつている。



コロンス島

2018年以降認定の世界遺産(追加のページ)

中国の世界遺産は2018年に「梵淨山」，2019年に「中国の黃海—渤海湾沿岸の渡り鳥保護区群」「良渚遺跡」が認定され、2020年7月現在55か所で、イタリアと並び世界一の認定数となっています。

■梵淨山（ぼんじょうさん。自然遺産 貴州省銅仁市）

梵淨山は貴州省の北東部、重慶市、湖南省に近接する地域にある。周辺には少数民族の土家族、苗族が多く住んでいる。仏教の聖地であり、五大佛教名山（五台山、普陀山、峨眉山、九華山）の一つに数えられる。世界最大の金の弥勒菩薩が梵淨山に奉納されている。

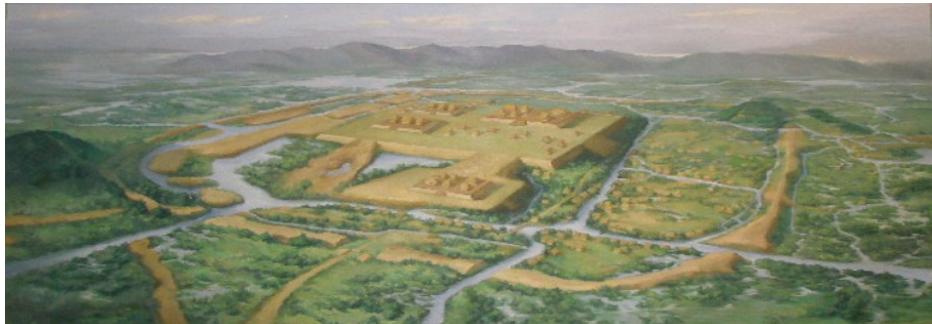
自然遺産認定地域は森林が95%を占め、世界的生物多様性に富む生態資源地域となっていてハイイロシシバナザルなどの希少な固有種が棲息している。

武陵山脈の主峰、貴州第一の名山ともいわれる梵淨山は景観が素晴らしい、二つの頂上、老金頂、新金頂（紅雲金頂）や高さ10mほどのキノコ型の岩山、蘑菇石（キノコ石）など、天下の奇形と言われる自然の造形に驚くばかり。ブロック現象なども見ることができるうえ、雲の上から眺める景色は訪れるものを感動させてくれる。

■中国の黃海—渤海湾沿岸の渡り鳥保護区群（第1段階）（こうかい—ばっかい。自然遺産 江蘇省）

黃海・渤海湾沿岸は世界最大級の干潟であり、東アジアから豪州に到る渡り鳥の移動ルートの中心部分に位置し、毎年ツルやカモ、シギなど数多くの鳥が飛来して休息、越冬、繁殖する。ここは渡り鳥に食料を提供するサービスエリアのようになっている。毎年春・秋になると保護区を300万羽以上の渡り鳥が通過し、100万羽弱が保護区内で冬を越す。鳥たちが巨

大な塊となって飛び回る姿は圧巻だ。



(良渚古城の想像図(良渚遺跡博物館の展示より))

世界的な絶滅危惧種に指定されているヘラシギの90%以上の個体群が休息場所として、また多いときで世界の80%のタンチョウが越冬に、絶滅危惧種のズグロカモメが繁殖地に同地を選ぶ。

今回は江蘇省の盐城湿地希少禽類国家级自然保护区の一部や大豐シフヅウ（「四不像」、20世紀に一度絶滅した鹿科の哺乳類。）国家级自然保护区などが認定された。盐城地区では長年に渡り生態系を保護し、湿地を守るために農地を湿地に戻し、漁業をやめ湿地に戻し、沿岸部で埋め立てを停止している。

■良渚古城遺跡（りょうしょ。文化遺産、浙江省杭州市）

杭州市の北西、天目山東麓の河川が縦横に走る平原地帯。長江流域のこの地域に新石器時代後期、稻作農業が経済を支え、社会の分化と統一の信仰を持つ地域国家が存在して、中国文明のひとつの起源であることを証明している。

遺跡からは集落の構造、分布、機能的区分けなどが分かり、優れた普遍的な価値を持つものと認められた。全体は遺産区と緩衝区からなり、遺産区は14.3平方キロメートル、周辺の9.8平方キロメートルが緩衝区である。遺産区には紀元前300年～2300年の城跡があり、かなり複雑な機能を持つ灌漑施設や墓地、祭壇跡もある。祭祀などに使われたとみられる玉器などが出土している。[田中義教]

第2部 政治経済(一部を書き換え)

憲法(下線部を修正)

■ 中華人民共和国憲法

中華人民共和国憲法は、今まで1954年、1975年、1978年、1982年の4つの憲法を制定してきた。このうち1978年憲法は、1979年と1980年の2回の部分改正を経ている。1982年憲法は、1988年、1993年、1999年、2004年、2018年の5回の部分改正を経ている。2018年改正を経たものが現行憲法である。本書では、特段のことわりがないかぎり、現行憲法をもとに説明している。

1954年憲法制定まで臨時憲法の役割を担っていたのは、中華人民共和国成立直前の1949年9月に制定された中国人民政府共同綱領であった（公式テキスト116頁「中国人民政府共同綱領」参照）。

■ 近代の立憲の試み

なお、近代においては、まず清末に立憲君主制が目指され、1905年（光緒31年）には立憲大綱、1906年に（光緒32年）には予備立憲の上諭（立憲制度の準備を行う旨の勅令）、1908年（光緒34年）には憲法大綱1911年（宣統3年）の辛亥革命勃発後には十九条信条などを発したが、正式な憲法制定にはいたらぬまま清朝は滅びた。

中華民国も立憲共和制を目指したが、憲法制定は難航した。1912年の臨時約法など臨時の基本法でしのぎ、また、1923年公布の憲法のように議員に対する買収や脅迫によって制定されたと言われて、中国の憲法の歴史の中に数えられていないものもある。

1947年に中華民国憲法が制定された。これは国民党政府が台湾に逃れてからも中華民国憲法として現行憲法である。但し、1948年には内戦を背景として「動員戡乱時期臨時条款」によって憲法上の権利が停止され、また、1949年には台湾省に戒厳令が敷かれたため、台湾において立憲主義が実現するのは、1987年の戒厳令解除及び1991年の臨時条款修了を待たなければならなかった。

■ 中華人民共和国の立憲主義の道

中華人民共和国の立憲主義への道もまた平坦ではない。1954年憲法は1953年から始まる第1次5ヵ年計画を前提とするものであり、第1次5ヵ年計画は3度の5ヵ年計画、計15年かけて徐々に社会主義化することとされていた。したがって、1954年憲法は、多様な所有形態や経営形態を、認めるものであった。ところが1956年頃に急速に社会主義化が進み、都市部の主な商工業企業は国営企業となり、農村は協同組合型農場である合作社が形成された。憲法と社会実態とが乖離したが、乖離を是正する憲法改正も、社会を憲法にあわせることもなされず、文化大革命末期のその状況を前提とする1975年憲法が制定されるまで、そのままであった。

現行の1982年憲法も、制定時には、計画経済メカニズムを主としつつ市場メカニズムを部分的に導入し経済を活性化させることを前提としていた。1992年の鄧小平による南巡講話以降は市場メカニズムが全面的に導入されるようになったが、部分改正でしのぎ他面では、中国共産党が指導する政治システムの強化をはかっている（「中国共産党」の項参照）。憲法が定める国家機構については、「全国人民代表大会と地方各級人民代表大会」、「国务院」、「国家主席」、「中央軍事委員会」、「自治」、「司法」、「裁判と法」の項を参照されたい。〔高見澤磨〕

附表 全国人民代表大会および全国人民代表大会常務委員会の職権(以下を追加する)

■全国人民代表大会の職権（憲法58, 62, 63, 64条）として

⑨国家監察委員会主任の選出。

を追加する。

中央軍事委員会(下線部を修正)

■2つの中央軍事委員会

中央軍事委員会には、国家のそれと中国共産党のそれとがある（国家の

中央軍事委員会については、108頁「全国人民代表大会」及び112頁「國務院」も参照)

国家の中央軍事委員会については、憲法93条により、全国の武装力（中国語では「武装力量」）を領導する旨定められている（中国語には「領導」と「指導」とのふたつの語があり、「領導」とは、命令・服従関係にある場合に用いられ、「指導」とは、業務上の情報提供によりある方向に誘導する場合に用いられる）。主席のほかに副主席若干名及び委員若干名が置かれ、全国人民代表大会及び全国人民代表大会常務委員会に対して責任を負う。武装力とは、兵役法及び国防法によれば、中国人民解放軍（現役部隊と予備役部隊とに分かれる）、中国人民武装警察及び民兵からなる。中国人民武装警察は警備を、民兵は戦時には後方支援を担う。中国共産党中央軍事委員会は、中国共産党章程（2017年10月24日に改正されたものが現行章程である）によれば、中央委員会によって、中央軍事委員会の委員が選ばれることとなっており、武装力に対する領導を行なうこととなっている。

2つの中軍事委員会があることの背景には、共産党の軍隊か、国家の軍隊か、という問題がある。1920年代に国民党は自らが指導する軍事力を持って北京の軍閥政府を倒すため北伐を開始した。北伐途上、1927年4月の蒋介石による反共クーデターに対抗して、国民革命軍のうち共産党に同調する部隊が8月に南昌で旗揚げした。こうして、中国には軍を領導する党がふたつ現れた。中華人民共和国成立は、国家の軍隊でありつつ、共産党が領導するという形態が続いている。

実際には、秋の共産党大会と翌春の全国人民代表大会との間の移行期を除けば、共産党中央軍事委員会と国家の中央軍事委員会とのメンバーは一致しているので、党の軍隊か国家の軍隊かという問題は顕在化していない。また、国防法19条は武装力における中国共産党の領導を定めている

■中央軍事委員会と国防部

国務院に置かれる国防部には、作戦の立案・実行・部隊の指揮の権限はなく、中央軍事委員会が行う。また、国防部の所管事項である徵兵・編制・

装備などの実行も中央軍事委員会のもとにある7大部（総辦公庁・聯合參謀部・政治工作部・後勤保障部・装備發展部・訓練管理部・国防動員部）3委員会（紀律検査委委員会・政法委員会・科学技術委員会）などが行う2010年代になって軍の組織全体の改革が行われた。中央軍事委員会のもとに5つの戦区が置かれ、各戦区に陸海空軍の部隊が属する。このほかロケット軍（「火箭軍」^{かせん}）と戦略支援部隊（サイバー戦や宇宙空間利用のための部隊と言われている）があり、また、軍事科学院・国防科学技術大学・国防大学がある。

■中国人民解放軍

武装力量のうち最も強力なものは中国人民解放軍で、2013年国防白書「中国軍事力の多様化運用」は、陸軍機動作戦部隊85万、海軍23.5万、空軍39.8万という数字のみ示している。総兵員数については公表されておらず、イギリス国際戦略研究所の『ミリタリーバランス』など国外の機関の発表する数字によってある程度知ることができ、機動作戦部隊以外の陸軍兵員数や戦略ミサイル部隊の兵員数を含めて230万と見られている。国防予算は2020年予算ベースで1兆2680億元（中央予算のうち地方交付金を除いた分の36%、地方交付金を加えた分の10%）である。財政部が公表する予算表では他の予算項目と異なり細かな内訳はない。但し、2011年の国防白書「2010年中国の国防」によれば、人件費・装備費・活動費とで概ね三分の一ずつとしている。また、2020年に機械化と情報化とを基本的に実現するとしている。装備の高度化を支える人材の育成・確保に人件費が用いられるであろうから、軍の高度化と兵員数の一定の減少とが進むことが予想される。有事の動員は、国防動員法や予備役軍官法によって行われるであろう。 [高見澤麿]

中国人民政府協商會議(附表の下線部を追加)

「附表：歴代の政協主席」に最新データを追加

俞正声（2013年～2018年）

汪洋（2018年～）

中国共産党(以下ののみ修正)

119ページ本文12行目

「憲法序言第7段落」→「憲法序言第7段落及び第1条第2項」

119ページ本文1行目 「8000万人」→「9000万人」

「公民」と「人民」(以下ののみ修正)

123ページ1行目

「その他の組織」→「その他の組織（2017年の民法総則以降は、「非法人組織」。但し、法令用語はまだ統一されていない）

123ページ5行目 「その他の組織」→「その他の組織」や「非法人組織」

公司(会社)と「企業」(以下ののみ修正)

表「中国税種」「営業税」→削除

「その他」に「環境保護税」追加。

表下説明 「・営業税で3分の2を占める」→「で過半を占める」

戸籍制度(以下ののみ修正)

127ページ 「■暫住証と住民身分証（居民身分証）」

→ 「■居住証と住民身分証（居民身分証）」

本文1-4行目 「1ヶ月以上～手続を行う」

→ 「1ヶ月以上非常住地で業務に従事するための制度であった。その後居住証への転換が各地で試みられ、2016年からは全国的に居住証へと以降した。半年以上戸籍地を離れて業務に従事するための制度であり、業務従事地での公共サービスが一定程度享受できる。」

国家監察委員会(追加のページ)

■2018年憲法改正による新設

2018年の憲法改正により新たに設けられたのが国家監察委員会である。また、地方各級（省、自治区、直轄市、自治州、大きな市、大きな市に設けられる区、県、自治県、県と同格の市）にもそれぞれの人民代表大会の下に監察委員会が設けられることとなった。反腐敗への強い指向を示すものであり、これに伴い、国務院が担ってきた行政監察制度（国務院が自らの行政に関する監察を行う制度）は廃された。行政監察制度時代においては、共産党紀律検査委員会の指導のもとで、監察部が活動し、また、犯罪の可能性がある場合には、同様に紀律検査委員会のもとで検察や公安が活動してきたが、それが憲法上の制度となった。憲法改正直後の2018年3月20日には、監察法が制定・公布・施行された。同法においても共産党の指導がうたわれ（2条）、裁判機関・検察機関・その他の機関が相互に協力しつつ、相互に制約して活動が行われる（4条）。監察の対象となるのは共産党機関、人民代表大会、政府、監察委員会自身、人民法院、人民檢察院、中国政治協商會議、民主党派、工商業連合会事務局、公務員法の適用または参照がある人々、公共事務の受託先、国有企業管理者、基層の大衆的自治組織の管理者と広範である。人民解放軍と人民武装警察部隊については、中央軍事委員会が別に定めるものとなっている。【高見澤磨】

「公民」の権利と人権（追加のページ）

中国憲法は、その第2章で、「公民」の基本的権利と義務を定めている（「公民」については、「「公民」と「人民」」を参照されたい）。2004年の改正までは、「人権」という用語はなかった。ここにいう「公民」とは、中国という政治社会の一員であって、そのことにより憲法が定める権利の主体となるという考え方に基づいている。日本国憲法において国民の権利とされるものは、国籍が重要な要件となる場合を除いては、日本国籍を有する者に限られないと解されている。それは日本国憲法が人権という考え方を基礎としているからである。しかし、伝統的なマルクス主義法学においては、人は生まれながらに権利の主体となるという人権概念をフィクションであるとして否定してきた。1989年の天安門事件以後、

西側からの人権批判に反論するために、1991年に「中国の人権状況」（人権白書とも呼ばれる）を公表し、それ以降学界においても人権概念の研究が正面から行われるようになり、2004年の憲法改正では「国家は人権を尊重し、保障する」の一文が33条3項として加えられた。但し、このことで人権概念が全面的に認められたわけではない。基本的には「公民」の権利の延長線上にある。第一に、国家として、または、中華民族として生存し発展する権利という集団的人権は伝統的な個人の権利としての人権に優位する。第二に、人権問題は国内管轄事項であり、他国による中国の人権問題への言及は内政干渉にあたる。このことは、ある国、地域の人権問題は人類共通の問題と考える国際人権の否定または制限となる。[高見澤麿]

婚姻(以下ののみ修正)

128ページ下から4行目

「2001年に改正されたものが現行法である。」
→ 「2001年に改正された。2020年には民法典が制定され、2021年からは民法典の定めるところによる。」



土地・建物の吉凶を占う道具としての風水羅盤。公的には迷信。

土地(下線部を修正)

■ 土地は国有または集団所有

中華人民共和国成立初期の1950年には土地改革法が制定され、地主の土地を無償で分配して自作農を創設する改革が行われた。故に、土地の私有が認められていたことになる。その後、土地を出資する形で1950年代の農業集団化が行われ、農村の土地は、合作社（後に人民公社）による集団所有となった。こうした歴史的な経緯があって、現行憲法の9、10条に

より、自然資源は国有（法が集団所有とするものを除く）、都市の土地も国有、農村の土地は集団所有（農民所有の建物が建てられている土地や自留地・自留山を含む。自留地とは、人民公社の時代にも農家ごとの経営が許された土地である）と定められている。

■ 土地の使用権

1980年代には土地の所有権とは別に使用権を設定し、使用権の譲渡は可能とすることで都市の再開発や都市郊外の開発を促進することが検討されるようになり、このことは1988年の憲法改正で、10条4項で認められることとなった。

憲法のもとで土地関係を定める基本的な法律は、国家による管理の側面では、土地管理法（1986年制定、1988年には上記の憲法改正をうけた改正が行われ、その後2004年及び2019年にも改正されている）であり、民事的な権利関係の側面では、物権法（2007年）であったが、2020年に民法典が制定されて、物権法は吸収されることとなり、2021年からは民法典に上ることになる。

集団所有の集団とは何を指すのかは、法令上必ずしも一義的に明らかではなく、実際には「村」や「村民小組」やこれらの連合体や農村に設けられる合作社（協同組合）などが土地の管理主体として存在している。但し原則は「村」のようである。

農村部のうち住宅建設に用いられる土地の使用権を宅地使用権という。宅地使用権に抵当権を設定することは原則として禁止されている。住宅用地確保と他目的への流用を防ぐという趣旨から禁止されているが、農民が信用供与を受けてビジネスを展開する機会を減らすものとして批判する意見もある。

■ 土地請負経営権、建設用地使用権、建物区分所有権

農村部の土地請負経営権も物権として規定されている。耕地の期間は30年で、期限が到来しても引き継くことが原則となる。農民が自らの請負地をさらに請け負わせたり、交換・譲渡によって流通させることはできる。また、請負経営権から経営権を分離してこれを賃貸借、共同事業への

出資、抵当権設定の対象とすることも認められている。農業以外の用途に用いることにも許可を要する。

都市再開発を行う場合には、国有地であるところの土地に建設用地使用権を設定し、これが開発者に売却または割り当て措置で譲渡される。建設用地使用権には抵当権が設定できる。

集合型住宅の所有者は、建物区分所有権を有する。この場合には、道路・緑地・公共スペース・公共施設などの土地の使用権については、区分所有権者による共有となる。区分所有権者大会が組織され、また、委員を選挙して委員会が設置され、管理される（「業主会」と呼ばれる。日本のマンション管理組合に相当する）。駐車スペースやその他共用部分についてはトラブルが起こりやすい。

都市近郊の農村の土地を工業団地・物流団地・住宅地などに大規模に開発する場合には、上記の制度のもとでは、集団所有の主体（「村」など）から国に譲渡し、いったん国有地として建設用地使用権を設定しなければならない。但し、一定の条件を満たせば、農村の集団所有の土地に直接、建設用地使用権を設定することができる。【高見澤麿】

司法(下線部を修正)

■ 司法機関

中国において司法機関とは、法院（最高人民法院・高級人民法院・中級人民法院・基層人民法院の4級。基層人民法院は県クラスに置かれ、〇〇県人民法院などとなる。専門法院としては、軍事法院、海事法院、知的財産権法院、金融法院がある。人民法院軍事法院は高級人民法院相当、戦区軍事法院は中級人民法院相当、軍級軍事法院は基層人民法院相当。海事法院は中級人民法院相当。全て最高人民法院のもとにある）・検察院（法院に対応して人民法院が置かれている）・司法行政機関（國務院では司法部省クラスでは司法庁、それより下では司法局）・公安機關（國務院では公

安部、省クラスでは公安庁、それより下では公安局）・国家安全機関（国務院では国家安全部、省クラスでは国家安全庁、それより下では国家安全局）などを指す。

■司法権の独立について

中国は、権力分立型ではなく、権力集中型民主主義（民主集中制）を採っているので、権力分立という意味での司法権の独立は原理的でない。また、裁判官は、自らが扱う事件の事実認定や法の適用に関して特段の困難がある場合には、法院内に設けられる審判委員会という法院長以下の主立ったスタッフで構成される委員会に相談できるので、少なくともその限りで裁判官の独立はない。その法院の審判委員会で解決できなければ、上級法院に伺いをたてることができ、最終的には最高人民法院の審判委員会に上がる。故に、法院の独立もこの限りでないことになる。法の適用に関しては、「司法解釈」と呼ばれる最高人民法院の公式の解釈が示され、この解釈は下級法院の裁判官を拘束する（伺いを待たずに、最高人民法院の側で司法解釈を示す場合も少なくない）。法院の予算は、当該地方の財政に依存するところが多い、また、法院の人事も当該地方の人民代表大会の任命によっており、人民法院が全国の法院の人事や

法の旧字体。中の廾は獬廾(獬豸)(かいち)といふ一角獣でうそを見抜く。法の象徴



財政の権を持つのではない。さらに、当該地方には共産党委員会があり、その下部委員会として政法委員会があり、司法機関間の協調をはかっているので、当該地方の共産党组织や政府や経済情勢からの独立も、相対的なものである。とは言っても、個別の事件に法院外の組織や個人が介入すること自体は、悪しきこととして認識され、また、法院の任務自体も法の定める手続により事実を認定し、認定された事実に法を適用することなのでこの面からは一定程度の司法の独立は守られている。

■国家統一法律専門職資格試験、人民陪審、訴訟

2002年からは司法試験が行われ、2018年からは国家統一法律専門職資格試験となった。合格者は法曹資格を得る。但し、裁判官や検察官となるためには、公務員試験にも合格する必要がある。すでに法院や検察院のスタッフであって裁判官や検察官の資格を得ようとする人は、司法試験に合格すればよい。なお、中国にも我が国の裁判員と類似した「人民陪審」という制度がある。法律の専門家ではない人が裁判官と同じ権限を以て裁判に参加する。1950年代にはあった制度であるが、かつてはなかなか普及しなかった。近年は重視される傾向にある。

訴訟については、民事訴訟法（現行法は2012年制定）、刑事訴訟法（同じく2012年制定）、行政訴訟法（1989年制定）がある。また、調停も重視され、訴訟上の調停や行政機関による調停、居民委員会や村民委員会や職場などに設けられる人民調停委員会による調停などがある。「人民来信人民來訪」（略して「信訪」。手紙や窓口に出向いての陳情）が紛争解決の糸口となることもあり、社会問題の顕在化の機会となることもある
[高見澤麿]

裁判と法(下線部を修正・追加)

■裁判で適用される法規

裁判で適用されるのは、法律（全国人民代表大会及びその常務委員会）行政法規（国務院）、軍事法規（中央軍事委員会）、地方性法規（省クラスや大都市の人民代表大会及びその常務委員会）、民族自治地方の自治条例・単行条例である。憲法は裁判文書に引用すべき法のリストにはない。但し、このことはやや曖昧な扱いとなっている。私人間または市民と国家機関との紛争において、憲法に基づいて司法判断が行なわれることを正面から認めることにはきわめて消極的であるが、憲法が最高の根本法であることは否定できないことが背景としてある。国際条約は、法律に優位する

■裁判で参照される規則

國務院部門規章と総称される國務院の部や委員会が制定する規則、軍事規章と総称される中央軍事委員会下の軍区などが制定する規則などは、参考される。適用ではない。参照しない、という選択肢が法院にはある。

■その他：「政策」・「司法解釈」・「習慣」・「案例」

1949年2月に中国共産党中央の指示として、中華民国法を全廃し解放区の法令類に拠ること、法令がない場合には「政策」に拠ることが定められた。法令がない場合に「政策」に拠るのは2020年末までであり、2021年施行の民法典においては「政策」は法源としては定められていない。但し、立法や法の執行の指針としては存在し続けるであろう。「司法」において紹介したように最高人民法院は「司法解釈」として解釈の指針を示す。また最高人民検察院も「司法解釈」を示して、下級の検察官の検察活動において拘束力を有する。2018年の民法総則は、「習慣」（慣習）の一般的な法的効力を認め、この立場は民法典にも受け継がれている。最高人民法院は、「指導性案例」という参考すべき先例を公表し、最高人民検察院も「指導性案例」を公表している。



(獅子像。上海の華東政法大学松江キャンパスのもの)

■民事判決の執行

民事事件において勝訴判決（財産保全に関する決定や法院による調停や

仲裁裁定などを含む)を得ても、債務者が自ら履行せず、執行手続にはいったとしても、認められた権利を実現できないことは日本でも少なくな。中国においては「執行難」と表現して解決すべき課題とされてきた。近年でも2014年の中国共产党18期4中全会で法の執行における厳格さの不足が指摘され、2016年には最高人民法院は、2、3年内に執行難を基本的に解決するとの方針が示した。その実現のために、債務者の高額消費を禁止したり、執行手続の進捗状況をインターネット上で公開したり、逃れようとする債務者をインターネット環境を用いて市民の協力を得て探し出したり、といったことが行われている。このような方法は不実な債務者をおいつめる効用はあるものの過度な執行や個人情報への侵害も生じさせ、2019年末には、最高人民法院は、「善意」「文明」の執行理念を提唱するに至っている。企業破産制度(企業再生制度を含む)のみで、個人破産制度がない(したがって個人の債務は免除されない限り残り続ける)こともあり、現在は個人破産制度につき検討されている。[高見澤磨]

国家安全法と国家安全護持法(追加のページ)

■香港特別行政区基本法23条とマカオ特別行政区基本法23条

香港特別行政区基本法(以下、香港基本法)は、全国人民代表大会によって返還前の1990年4月4日に制定され、同日公布、返還の日である1997年7月1日に施行された。マカオ特別行政区基本法(以下、マカオ基本法)は、同じく返還前の1993年3月31日に制定され、同日公布、返還の日である1999年12月20日に施行された。

香港基本法23条は「香港特別行政区は、自ら立法を行って、いかなる反逆、国家分裂、反乱扇動、中央人民政府転覆及び国家機密窃取の行為をも禁止し、外国の政治的な組織または団体が香港特別行政区において政治活動することを禁止し、香港特別行政区の政治的な組織または団体が外国の政治的な組織または団体と関係を持つことを禁止しなければならない」と定め、マカオ基本法23条も同旨である。香港、マカオともに返還の日からこうした立法の義務を負っていた。

■マカオ特別行政区国家安全護持法、中華人民共和国国家安全法、中華人民共和国香港特別行政区国家安全護持法

マカオ特別行政区立法会は、2009年2月25日にマカオ特別行政区国家安全護持法（中国語は、「澳門特別行政区維護国家安全法」）。日本では国家安全維持法と訳されることが多い。全15か条。以下、マカオ国家安全護持法）を制定、翌26日に公布、さらに翌27日に施行した。第1条から第7条は、マカオ基本法23条が定める上記7種の禁止行為を犯罪として、刑罰を定めている。

2015年には全国人民代表大会常務委員会により「中華人民共和国国家安全法」が7月1日に制定されている（同日公布・施行）。本法における国家の安全とは、政権、主権、統一、領土、福祉、経済社会の持続的発展及び国家の重大なその他の利益に危険がないようにし、内外か



(香港立法会ビル(左)と香港行政政府ビル(右))

らの威嚇を受けないという安全状態を保障し続けることをいう（第2条）国家安全を護持する義務を公民、国家機関、団体、企業、組織に広く課している。

しかし香港特別行政区立法会は、香港基本法23条が定める立法を行つ

てこなかった。

この情況に対して、全国人民代表大会常務委員会は、2020年6月30日に自ら香港特別行政区国家安全護持法（中国語は「中華人民共和国香港特別行政区維護国家安全法」。立法会ではなく、全国人民代表大会常務委員会の立法なので、中華人民共和国の7文字が頭につく。全66か条）を制定、同日公布・施行した。犯罪として定められた行為には、国家分裂罪、国家政権転覆罪、テロリズム活動罪、外国または境外勢力と結んでの国家安全危害罪を定めている。第7条は、「香港特別行政区は、香港特別行政区基本法が定める国家安全護持立法を可能な限り早期に完成し、関連する法律を整備しなければならない」と定め、マカオと同様に香港自身による立法を義務づけている。今後香港自身による同種の立法の可能性がある。【高見澤麿】

産業構造（下線部を修正）

■中期あるいは後期工業化段階にある、第三次産業の発展は今後

経済の発展に伴なって生産と就業から見て中心産業は、第一次産業（農林水産業）から、第二次産業（鉱工業、建設業）へ、さらに第三次産業（商業、金融業、運輸・通信業、サービス業）へと次第に移行していく（ペティ＝クラークの法則）。

2019年統計ではGDP構成ではそれぞれ7.1%、39.0%、53.9%であり、就業者構成では25.1%、27.5%、47.4%となっている。

先進国の構成と比べると、①第一産業就業者の比率が25.1%と依然きわめて高い、②第二次産業の就業者数およびその比率の低下は、ともに2013年からはじまつた。③第三次産業の生産額と就業者の比率は増大しているがなおかなり低い、という特徴がある。

同じような発展水準の国々と比べても第三次産業の比率はやや低い。このため中期あるいは後期工業化段階にあると言われる。

■産業構造の高度化が課題

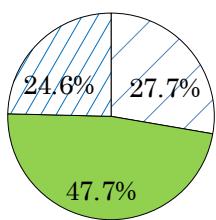
今日では中国は「世界の工場・世界の市場」と称されるまで工業化が進んで

いるが、深化する国際分業のもとでバリューチェーンの低付加価値部分を担当している傾向を持っており、高付加価値生産への移行が課題となっている。

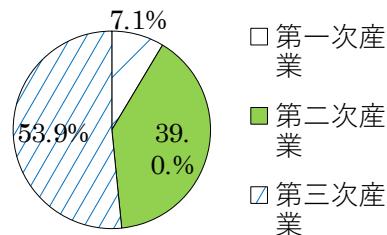
1994年当時の産業政策では、石油化学・電子・自動車・機械建築が5大支柱産業に指定されていたが、第12次5か年計画(2011～2015年)では、戦略的新興産業として環境保護産業、次世代IT産業、バイオ産業、先端製造業、新エネルギー産業、新素材産業、新エネルギー自動車産業が指定されている。現行の第13次5か年計画(2016～2020年)および「中国製造2025」計画では重点育成分野として、航空・宇宙装備、先進鉄道装備、農業機械装備、先進医薬・医療機器、海洋装備・高技術船舶、数値制御工作機械・ロボットなど10分野があげられている。[井手啓二]

産業構造(第一次～第三次産業の比率の変化。1978年、2016年)

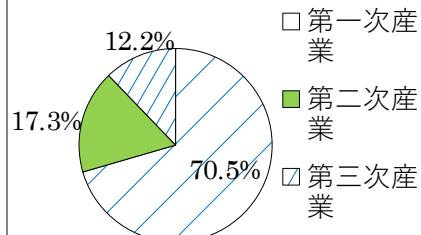
1978年のGDP構成



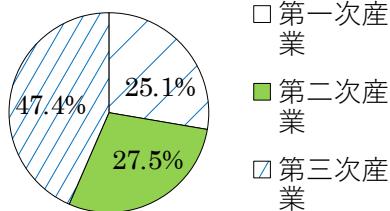
2019年のGDP構成



1978年の就業者構成



2019年の就業者構成



出所:国家統計局『中国統計摘要2020』(中国統計出版社、2020年)より作成

農業(下線部を修正)

日本の26倍という広大な国土は熱帯から寒帯、多雨モンスーン地帯から少雨乾燥地帯までを含んでいる。臨海部もあれば高地高山地帯もある。こうした多様な自然条件を持つ中国の農林水産業(広義の農業)は地域により驚くべき多様な生産物を産出する。

3・4毛作や3・4期作も不思議ではない。冬の北京でスイカを抱えている光景が見られる。

物流、さらに保管設備が整いはじめた今日では、海から遠く離れた雲南省でも新鮮な海産物を口にできる。日本向けの大規模野菜基地が山東省、福建省などで形成されている。

■高い食糧の自給率、しかし耕種生産は5割前後へ

第一次産業(農林水産業)の就業者は、2019年末で1億9445万人、就業者比率で25.1%を占め、67.04兆元(2019年)の生産額はGDPの7.1%を占めている就業者、GDPに占めるシェアはともに減少を続けているが、農林水産物生産額

は高い伸びを続けており、第一次産業は成長産業である。就業者も1991年までは1978年比で1.1億人以上増加し、現在でも絶対数は78年比ではそれほど減少しているわけではない。

中国の農業（狭義。耕種生産と牧畜）は改革・開放政策の採用、人民公社の解体・農家請負経営制の導入により急速に発展してきた。生産の主体は零細規模の農家であり、労働生産性より土地生産性の向上に基づく生産増大（精耕細作農法の展開）であった。

食料自給が基本政策とされており、米、小麦、トウモロコシなどの主要穀物は95%以上の高い自給率が維持されている。ただし大豆、食用植物油、大麦などは輸入が拡大しており、食料の海外耕地依存は2割強に高まっている。

食料生産の発展とともに、綿花・油料作物・糖料作物・茶・野菜・果物などの経済作物の生産が「穀物」生産以上のスピードで発展し、たとえば野菜生産額は「穀物」生産額を上回っており、また牧畜・林業・漁業の発展（畜産、水産物の増産が著しい）も同様で、耕種生産の比重は5割前後に至っている（生産構造の多様化・多角化の進展）。

■都市・工業が支援へ、進む三農問題の解消、農業の近代化・大規模化

中国農業の基本問題は、農村・農業・農民の都市・工業・都市民との経済的・社会的格差が依然大きいことである（三農問題）。農業就業者が多く、低い生産性、低所得、生活インフラ・医療・教育・社会保障などの面での都市との格差を克服していくことが当面の最大の課題となっている。2006年に社会主義新農村建設方針が採用され、農業税の全廃、農村部での医療・年金・教育充実の政策が進められている。

近代的で大規模な国営農業企業の発展と並んで、「家庭農場」（大規模専業農家、15年で100万戸）、生産・購販・信用の各種農民協同組合（同146.8万社、メンバー4022万人）、「龍頭企業」（農業専門企業）の発展などを通じて近代的大規模経営化が進んできている。

農村の過剰人口は、農民工として農業から離脱しているが（2019年の農民工総数は2億9077万人）、戸籍移動の制限のため都市民と同じ社会的サービスを享受できないという差別を受けている。しかし、近年特に新型

都市化の推進、戸籍制度改革方針、農地の所有権・請負権・経営権の3権分離政策(請負権と経営権の分離)、などの下でこの差別は、漸次的撤廃の方向にある。 [井手啓二]



銀川市南部にある模範農場

工業（下線部を修正）

中国の工業化はアヘン戦争後に始まる。金属機械工業、軍需工場・造船所などの官営工場が設立され、19世紀末から20世紀初めには対外貿易の発展が工業化を促進する。1次大戦時には輸入代替的工業化が急速に発展した。しかし半封建・半殖民地下の工業化であり、軽工業中心で、工業の对外依存性と後進性は、①消費財生産部門が圧倒的で生産財生産部門が脆弱②外国資本の支配、③工業配置は東部沿海地域が7割を占める、などに現れていた。1949年の新中国建国後、旧ソ連・東欧の支援のもとにフルセット型の工業化が開始され、改革開放政策を経て今日では世界最大の工業国家となり、「世界の工場」と呼ばれている。

とりわけ、繊維・アパレル、粗鋼、石炭、発電量、セメント、化学肥料自動車、多くの電機・電子製品の生産では世界1位の位置を占めている。ただし工程間国際分業の進展により低付加価値工程を担当し、高付加価値化工業の高度化の課題を有している。また工業の後発性の利益と巨人な国内市場を背景に、太陽光発電などの新規産業分野や航空機産業・宇宙産業でも既に世界有数の地位を築いている。

■「中国製造2025」は10大領域を重点に

2025年、2035年、2050年を目途に、それぞれ先進国の下位水準、中位水準、上位水準を目指すという3段階方針が「中国製造2025」（2015年5月）計画である。この計画では重点育成分野は次の10大領域である。①情報技術、②数値制御工作機械・ロボット、③航空・宇宙装備、④海洋装備・高技术船舶、⑤先進鉄道装備、⑥省エネ・新エネルギー自動車、⑦電力装備⑧農業機械装備、⑨新材料、⑩先進医薬・医療機器。

創新（技術革新）駆動、質と効率の向上が今後の発展の最大の狙いで、そのため研究開発費比率の引き上げ、科学技術創造立国にむけた教育・人材育成の高度化など制度改革が推進されている。〔井手啓二〕

商業・流通(下線部を修正)

経済成長、改革・開放に伴い中国の商業・流通業の近代化と発展は目覚しい。今日の中国の大中都市では、旧来の伝統的店舗と並んで、デパート、スーパー、コンビニ、レストランをはじめ豪華あるいはモダンな商業施設（ショッピングセンター）が出現しており、先進国と同じような業態・管理方法が導入されるなど流通革命が進行中である。電子取引やスマート決済では世界最先端である。

国民生活の向上により、2019年のエンゲル係数が都市部で27.6%、農村部で30.0%に低下し、家電製品が普及し、さらに住宅、自動車の購入、そして国内外旅行が爆発的伸びを見せている。2019年の外国（境外）旅行者数は総人口の何と約9分の1となる1.6億人台に達した。1979～2016年の小売額は年平均14.6%増加し、2017～19年でも8～10%増である。

改革・開放政策以前は、商業は国営・集団経営（農業購買販売協同組合）によりほぼ全一的に担われており、また商業は軽視される傾向があった。改革・開放政策開始以降は、他の分野と同じく、各種所有制の共同発展方針が採用され、商業分野、特に小売業分野では個人経営、私営、外資経営が急増し、小売販売額に占める国有・集団所有制企業のシェアは1割強に減少している。外資系は2割弱。会社制をとる企業が6割強、私営は1割弱である（但し以上は年間販売額500万元以上の企業を対象としたも

の）。小売商業・外食産業分野では私営、国有、外資の3者が激しい競争を展開している。〔井手啓二〕



中国の11月11日は「光棍節」や「双11」とも表現される「独身の日」で、毎年ネット通販各社が値引きセールで巨額の売り上げを実現する。2020年もアリババが7兆円以上を売り上げた。

对外経済関係——貿易と投資(下線部を修正)

■世界一の貿易大国へ

中国の对外経済関係は、戦後の冷戦体制に強く影響を受けてきた。中国の对外経済関係が飛躍的に拡大するのは国連復帰を認められた1970年代以降である（全方位外交の展開）。1990年代初頭までに大半の国と国交を回復し、改革開放政策と市場経済化政策の推進により对外経済関係は爆発的進展を遂げ、2012年には世界最大の貿易大国に、対内直接投資はアメリカに次ぐ規模に、对外直接投資も2008年以降日本と肩を並べる規模に達し、15年には对外投資が上回る資本の純輸出国となつた。

世界貿易に占める中国のシェアは現在、輸出入とも11%前後である。中国は今日「世界の工場」「世界の市場」と呼ばれる地位を築き、2007年以後はアメリカに代わり世界の経済と貿易の成長の最大の牽引者となっている。

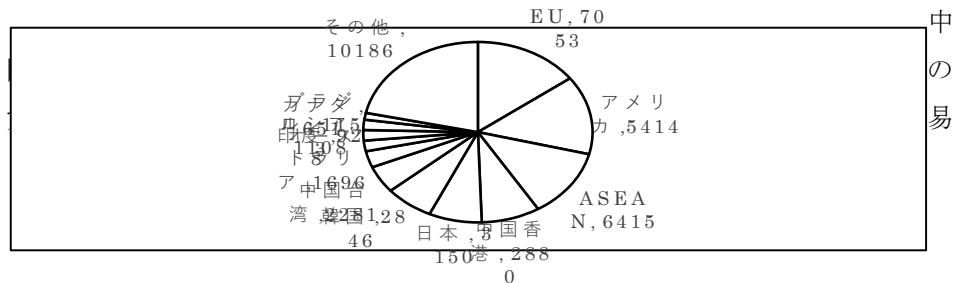
開放経済化とともに中国の貿易依存度は、開放政策以前の4~5%台から急速に高まり、2006年には64.0%のピークを記録する。以後は低下して2019年には31.8%と半減したが、大国としては高い水準にある。保税貿易である加工貿易の比重はかつて5割を超えていたが、2018年には27.5%に下がっている。輸出に占める外資系企業の比重はなお42.6%と高い。

貿易黒字が定着するのは1994年以後であるが、WTO加盟を経て2005年以後は1000~5000億ドルの巨額の貿易黒字を出すようになっている（これは米国の巨額の貿易赤字と同じく、国際的不均衡の原因となっている）。経

常収支と資本収支が共に黒字のため外貨準備高が急増し、2006年以後は日本を抜いて世界最大の外貨準備高を持つに至った。しかし、2015年以後の資本収支は赤字に転化している。

■主要な貿易パートナーはEU・米国・ASEAN諸国・日本

中国の貿易パートナー（2019年、単位億ドル）



パートナーは、ASEANや日韓台などアジア諸国が5割を占めている。日本は2004年まで中国の最大の貿易相手国であったが、その後米国に抜かれ、さらにEUが中国の最大の貿易パートナーとなっている。10か国からなるASEANも2011年から日中間の貿易規模を上回っている。しかし中国の輸入においては日本は単独の国・地域としては2015年まで首位を占めていた。2016年は韓国が上回った。

日本から見れば、中国は2007年以後世界最大の貿易相手国で、全体の約2割強を占めている。また日本の有力な対外直接投資先でもあり、日本はなお最大の対中直接投資国である（16年までの実行投資額1049億ドル、シェア6.2%）。また、韓国、台湾、ASEAN諸国、インドなど近隣諸国やアフリカ諸国にとっても中国は最大の貿易相手国となっている。

中国の輸出入品目は、一次産品の割合が減少し、電機・電子製品など二次産品が急増した。産業部門別に見ると、貿易黒字の稼ぎ頭は繊維・アパレル部門、機械・器具部門、家具・玩具部門である。

1992年以降急増中の中国の対内直接投資は近年は1000億ドルを超え、中国の高成長を支えている。さらに中国の対外直接投資は豊富な外貨準備を背景に2003年以後急増し、2015年には対内直接投資額を上回った(2015年の対外直接投資額は1457億ドル、対内直接投資額は1263億ドル)。近年では中国から陸上でヨーロッパに到るルート(1帶)と海上で到るルート(1路)の建設のための国際協力もこの投資を促進している。この構想は「1帶1路」と呼ばれる。[井手啓二]

企業(下線部を修正)

■企業は計画の執行単位から自律的経済主体に変化

改革・開放政策採用以前の時期は、非農業では国有・国営企業と集団所有制企業、農業では人民公社と国営農場が全一的に支配していた。これらの経済単位は従業員の住宅・医療・年金・福利などを保障する生活の単位でもあり、またその生産任務は国家から下達される計画課題（何を、どれだけ、どのように生産するか、必要な生産手段をどこから入手し、どこに販売するかが指示される。価格は国定価格である）を遂行・超過遂行することであり、独立して活動する単位ではなく、執行単位であった。

改革・開放政策以後は、企業の生活・福利保障機能を分離し、次第に純経済単位化した。また社会主義市場経済化・混合経済化が進められ、多種所有・多種経営制度が実現してきた。基幹産業部門における国有企业・国有支配企業と並んで、外資系企業、私営企業、個人企業、協同組合企業など非国有・非公有制企業が出現した。また有限会社・株式会社、株式合作制企業、連営、農民專業合作社など多様な企業形態が存在している。近年は混合所有化やPPP(官民連携)が大々的に進められている。中国の公式政策は「国進民進」(国有企业と民有企業の共同発展)である。

■所有制から見た企業の種類

国有企业：1990年代後半からの「抓大放小」政策により、国有中小企業の大半は民有化された。国有企业は中央政府所属企業と地方政府（省・市・県級）所属企業に分かれる。中央政府所属企業のうち国有资产监督管理機構が所管する企業は中国を代表する巨大企業集団で、2017年夏現在

98集団あり、基幹産業部門を担っている。国有・国有支配の大企業は財務省統計では2016年末で17.4万企業（中央企業5.7万、地方企業11.6万）である。国有・公有部門就業者は約4000万人強の公務員をふくめて2016年で6727万人とされるが、有限会社、株式会社への国有出資分を考慮して、その就業者8205万人の半数前後を加えれば1億人を超える。

集団所有制企業：農村のそれを除けば、西側で言う協同組合、事業組合ではなく、国有企業または地方政府が従業員家族または住民の就業を保障するために設立した企業が大半である。90年代初頭の就業者。

個人企業：雇用従業員7人までの企業。全国で5407.9万企業（18年）、就業者1億7691万人（19年）、平均規模は2.1人前後である。

私営企業：雇用従業員8人以上の企業で、上限はない。全国で7328.6万企業（18年）、就業2億2833万人（19年）、平均規模は8～11人である。したがって、個人企業とこの私営企業に合わせておよそ4億人が働いていることになる。

外資系（三資）企業：外資100%の独資企業、外資との合弁企業、期限が定められ、期限終了後は中資企業となる合作企業の3種類（このため「三資企業」とも呼ばれる）がある。香港・マカオ・台湾の出資企業は港澳台投資企業として統計上区別されている。外資系企業は2014年までに81.0万企業（投資実行額1兆6053.3億ドル）が設立されている。2018年の就業者数は香港・マカオ・台湾企業が1153万人、それ以外の外資系企業が1212万人である。

株式会社と有限会社：中国の株式会社と有限会社は、所有制からみれば国有・国有支配、外資を含む私有制、前2者の混合所有制からなる。2020年初の株式上場会社は3781社あり、これらの上場会社は広義では混合所有制といえるが、狭義では私有制支配は半数前後とされている。〔井手啓二〕

エネルギー事情(下線部を修正)

■エネルギーの6割は石炭に依存

中国はこれまでエネルギー多消費型の重化学工業の比重が高く、またエネルギー利用効率も低かったのでエネルギー消費量は多く、1996年にはエネルギーの純輸入国となっている。対外依存率は2008年9.2%、2016年16%である。1980～2009年の間には1%の成長に対しエネルギー消費は0・57%増加してきた。ただし、この値は現在半減している。

1次エネルギーの構成比は、化石燃料と非化石燃料比が8.7対1.3、化石燃料のうち石炭、石油、天然ガスの比は72対21対7である（2016年）。このように石炭依存度は、年々減少しているが、2019年現在でも57.7%となお過半を占めている。ただし、この間、水力・風力・太陽光など再生可能エネルギーの強化もあって風力発電量は既に世界最大となり、2020年には全エネルギーの15%を再生可能エネルギーで賄うとしている。

一方、習近平政権は全国7都市での二酸化炭素の排出権取り引きを開始将来におけるガソリン車全面禁止の方針なども出し、アメリカが離脱したこととなった地球温暖化パリ協定の主要な推進役として国際的地位も向上してきている。

■石油・天然ガスの輸入依存率が高まる

エネルギー消費の急増がもたらした第2の問題は石油・天然ガス輸入の増加である。中国は世界第4位の石油生産国であり、石油輸出国であったが、1993年以後石油の純輸入国に転化し、輸入量が急増、輸入依存率は2006年以降5割を超えるに至っている。近年中国が海外で石油・天然ガスの開発輸入に努めているのはこのためである。

近年注目をあびた資源開発にはたとえばスーダンやアンゴラなどアフリカ諸国での石油資源開発、アメリカやカナダでのシユール・ガス権益の取

得などがあった。 [井手啓二]

社会保障制度(追加のページ)

■改革・開放前の社会保障と都市・農村間格差

改革・開放政策採用以前の中国では、都市でも農村でも生産の単位(勤務先)は生活の単位でもあり、企業や人民公社が社会保障の機能を担っていた(「単位社会」)。改革・開放政策の展開とともに経済単位から社会的機能が分離されることになり(住宅や年金は1998年から)、単位保障から社会保障に方向を転ずることになった。

中国は都市と農村をはじめ地域的に生活・生産様式の相違、そしてそれとの内部における相違・格差が極めて大きな社会であったため、他の発展途上国と同じく、国民的規模での社会保障制度を短期間に造りだすことは困難である。今なお職業間・地域間・都市と農村間の社会保障制度には大きな相違・格差が存在する(例えば、2014年まで4000万人強の公務員には年金保険料はなく、給付は退職時の本俸水準であった。ついで優遇されたのは企業従業員であるが、農民には年金制度は存在していなかった。都市と農村の2元構造であり、社会保障は逆再配分機能を果たしていた)。しかし方向としては全国的な制度の統一・皆保険化と平準化の方向が追求され、また社会保障水準も、賃金・生活水準の急テンポの向上と同様の傾向を示している。

■整備途上の社会保障制度

中国の社会保障制度の拡充は、経済成長に遅れをとり、90年代後半から開始され、胡錦濤・温家宝政権期(2002~2012年)から本格化し、近年顕著に進んできている。しかしその内容・給付水準とも途上国水準の域をはず、制度は展開途上にあり、未成熟である。

中国の社会保険制度は、年金・医療・労災・失業・生育の5保険がある(介護保険がなく、生育保険があるのが日本との相違)。2019年末現在の加入者は、年金保険9億人余、医療保険13.5億人、失業保険2.05億人、労災保険2.55億人、生育保険1.84億人であるから、前2者は皆保険化に近づいている(日本は1961年に皆保険化を達成したが、近年は非正規雇用が拡大し、無保険者が増

大している)。

年金制度は15年以後は、大別すれば、都市企業従業員基本養老保険、都市・農村住民基本養老保険、公務員年金の3本立てである。企業従業員年金の場合、保険料は賃金の8%を個人が負担し、企業は賃金の20%を負担する。支給は、基金(企業と政府負担)からと個人口座からの2階建てである。支給要件は15年以上加入、支給水準は05年から11年連続平均10%の引き上げの後、16年は6.5%、17年は5.5%引き上げられている(05年平均647元から18年平均2480元へ)。運営主体は、県・市・町村単位から省単位に引上げられているが省間格差は依然大きい(年金以外の他の社会保険も同様である。都市・農村住民年金の場合、15年では最高の上海は895.1元、最低の貴州は80元足らずであった。全国的規模での平準化は今後の大きな課題である)。

医療保険制度は、都市従業員基本医療保険(強制加入)、都市住民基本医療保険(任意加入)、新型農村合作医療制度(任意加入)の3本立てである。医療体制や医療保険は年々充実してきているが(15年から高額医療保険制度が試行されている)、年金以上になお地域的格差が極めて大きく、また運営主体は省級に達せず、県・市レベル以下にとどまっている。「看病難・看病貴」(病院にかかるのが難しく、医療費が高い)は、住宅問題と並んで、なお国民の大きな不満対象である。

労災・失業・生育保険も生活保護制度、高齢者介護制度も年々拡充され、習・李政権は20年までの貧困層撲滅目標を掲げていたが、20年12月、最後の貧困県が貧困を脱却し、この目標は達成された。

■社会保障制度上の課題

しかし、国際的にみれば、国家財政からの社会保障関連支出は多い方ではない。平均寿命が伸び続け、少子高齢化が進む時代を迎え、中国では今後、社会保障支出と国防費支出のバランスが問題化する可能性が高い。中国の社会保障制度が現在抱えている課題は、制度の充実・全国的平準化および制度の持続可能性である。退職年齢の低さ(定年は、男性55～60歳、女性50～55歳。男女とも65歳定年制への漸次的移行が実施されている)、制度の持続性(積み立て不足)である。[井手啓二]

「一带一路」(追加のページ)

■ 「一带一路」経済圏構想とそのエンジンの役割

「一带一路」とは、中国から中央アジアを通って欧州に至る「陸のシルクロード(一带一路)」経済圏と、南シナ海やインド洋を通って欧州、アフリカなどに至る「海のシルクロード(一路)」経済圏を形成する壮大な経済圏構想である。とはいえ、英語ではBelt and Road Initiative(BRI)と訳され最近はこれら以外の地域も含めて議論されるようになっている。同時に提起されている『人類運命共同体』という理念も抽象的なところがある。しかし、世界は動いており、トランプ政権の極端な保護主義、一国主義や中国に対して仕掛けた「米中経済戦争」（中国の先進国化つぶし）を念頭に置けば、旧大陸全域と欧州を重視した経済圏構想は現実味を帯びてくる。

そもそも「一带一路」構想のエンジンは途上国や中進国にある。後発国の生産と流通を支える鉄道、道路、港湾、空港などの公共的生産基盤（インフラ）建設のための膨大な資金需要の存在である。

表. アジアにおけるインフラ投資の需給ギャップ

アジア地域のインフラ総需要（億ドル）			ADBの融資実績（億ドル）	
2010-20年推計	年平均	日本円換算	2014年実績	日本円換算
83,000	8,300	約100兆円	143	約1.7兆円
2016-30年推計	年平均	日本円換算	2016年実績	日本円換算
260,000	18,000	約205兆円	317	約3.5兆円

資料：需要数値は各紙報道および経済同友会。融資実績はADB各年次報告。

見られるようにアジアのインフラ需要は年平均8,300億ドル（約百兆円）にも達するが、アジア開発銀行（ADB）の供給実績（2016年）は、その2%足らずの317億ドル（約3.5兆円）。国際金融機関IMFや世界銀行、ADBは後発国の発展需要に対しては機能不全状態にある。それゆえ中国はBRICS銀行、シルクロード基金、そして2015年にはアジアインフラ投資銀行（AIIB）の設立に踏み切った。このAIIBは参加国がすでに100を超えており。このように中国はアジアのインフラ需要に応えるべく、真正面から取り組んでいる。

■先進国の参加と開発主体の軌道修正

「一带一路」構想はすでに驚くほどの広がりをもって、中国と「一带一路」沿い諸国との経済協力（インフラ建設、貿易拡大、エネルギー・農業・製造業・流通業など各種産業への投資や共同事業）が展開されている。プロジェクトは開発主体国（開発計画）にそって、中国側が資金、投資財をもって協力する形式が取られる。中国対相手国という二国間協力から、多国間協力へと向かうのが「一带一路」経済圏構想の目標だが、現状では中国が圧倒的な供給主体となっている。それゆえ、二国間協力にありがちな摩擦や軋轢や、そして連携解消例まで生まれている。2019年、「一带一路」協力を充実させる前進があった。G7から初めてイタリアが正式参加したことおよびマレーシアでの鉄道事業見直しとその再開である。

■「一带一路」を敵視する米・トランプ政権

トランプ政権はこのような新しい経済圏の形成をアメリカと世界諸国との間の安全保障や軍事をめぐって分断を図る戦略だと敵視し、非難している。中国はアメリカ主導のIMFや世界銀行、そして日本主導のアジア開発銀行がこれら後発国（開発のための資金需要）に積極的に応えるべきだと主張するだけでなく、中国政府やAIIBと協力して「一带一路」沿線諸国の経済発展を進める国際協力をよびかけている。

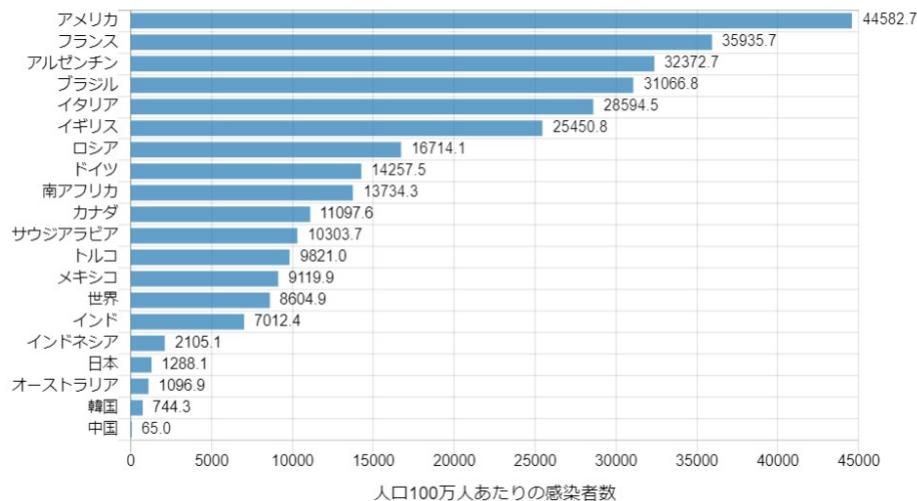
さらに中国はAIや5G技術の優位を示しながら、沿線諸国に「スマートシティ」建設を提案し、「デジタルロード」という呼び名も広げている。コロナ禍にあっても「一带一路」関係国に新型コロナウイルスのワクチン共同開発や防疫協力を促すとともに、マスクの大量提供や医療協力隊を派遣するなど「コロナ予防外交」にも積極的だ。「米中衝突」、「アジアでの領海問題」など緊張局面と同時に、地球規模での貧困問題の解決のための国際協力が育ちつつある。[山本恒人]

コロナ禍と中国（追加のページ）

■「欠点と不足」を認めた習近平

2020年1月23日、新型コロナウイルス感染症の爆発的拡大を受け、中国

当局は湖北省の省都武漢市の鉄道・空港・公共交通機関の封鎖（ロックダウン）に踏み切った。習近平主席も「感染流行への対応で明らかになった欠点と不足」を確認し、「建国以来、最も予防と制御が難しい重大な公共衛生事件」と明言している。中国における2020年12月7日時点でのデータ値は、感染者数94,372（前日比+133）、死者数4,753（前日比+0）、回復者数87,966（前日比+69）となっている（以下、元データはいずれも米国ジョンズ・ホプキンズ大学）。



■コロナに勝利した中国

図は「人口100万人当たりの世界感染者数」（2020年12月7日時点）で、中国は世界最少ランクを維持、「人口100万人当たりの世界死者数」（同時点）でも世界最少ランクの3人で、世界平均197人、最多ランク853～994人の伊・英・アルゼンチン・米との比較で見ても、コロナ禍を抑え込んでいる（図出所；札幌医科大学附属フロンティア医学研究所）。初動でのもたつきを、WHO（世界保健機関）と連携して「検査と隔離」の徹底によって立て直したことになる。また、スマホアプリによる感染追跡管理や職場・住宅地での検問、外出禁止区域での商品発注・配達などデジタル技術向上とともに、アメリカにならって全国3500カ所に設置された「CDC」（疾病預防控制中心、20万人が従事）の役割も注目される。

■経済もV字回復へ

感染症の予防と治療が効果を収めれば、経済活動再開のテンポは当然早まる。武漢のロックダウンが4月8日解除されるとともに、経済動脈と市民生活の両面にわたるV字回復（2020年第I、II、III四半期の対前年比成長率はそれぞれ-6.8%，3.2%，4.9%）を実現している。

国際通貨基金（IMF）や世界銀行等では、パンデミックの長期化を受けて年度当初予測の下方修正が相次ぎ、米欧日の経済はコロナ不況によって2020年は通年で5～10%近くのマイナス成長の見通しである。中国でも不況対策が効を奏したとしても2020年の成長率は高くても3%に留まり、昨年実績6%には届かない。しかし、絶対的貧困の解消については、貧困住民は1978年の約7億7,000万人から2019年末までに551万人に減少し、貧困率は97.5%から0.6%に減少した。残されていた（基準以下の）「貧困県」についても2020年12月をもってすべて消滅したと中国政府は発表している

[山本恒人]

2020年世界経済予測

	①IMF(国際通貨基金)			②世界銀行	
	2020年4月時点予測		同6月修正	2020年6月時点予測	
	2020年	2021年	2020年	2020年	2021年
中国	1.2	9.2	1.0	1.0	6.9
インド	1.9	7.4		▼3.2	3.1
ASEAN5カ国	▼0.6	7.8		*	*
日本	▼5.2	3	▼5.8	▼6.1	2.5
アメリカ	▼5.9	4.7	▼8.0	▼6.1	4.0
ユーロ圏	▼7.5	4.7	▼10.2	▼9.1	4.5
中南米	▼5.2	3.4		▼8.0	2.2
アフリカ	▼1.6	4.1		*	*
世界	▼3.0	5.8	▼4.9	▼5.2	4.2

注1. 世界銀行予測の「中南米」欄はブラジル。

2. リーマン金融危機の影響を受けた09年の世界経済は▼0.1%の落ち込みだった。

出所. ①『毎日新聞』2020年4月14日、6月24日、②『日本経済新聞』2020年6月9日

経済政策の新指向（追加のページ）

■第14次五ヵ年計画を決定した共産党第19期5中全会

第13次五ヵ年計画（2016－20年）目標は達成の見込みで、中国は世界GDPの16.4%を占め（2019年）、世界経済成長の30%超を牽引する存在と

なった。中国共産党第19期5中全会は第14次五ヵ年計画（2021－25年）と2035年（20年小康社会の全面達成、35年近代化の基本達成、50年先進国に並ぶ）までの長期基本構想を決定した。これは、米国のトランプ政権が明確にしたニクソン政権以来の「関与」（変化への期待から接近）政策から「分離」（全面対決あるのみ）政策への転換に対応するものである。すなわち、外的環境に攪乱されないために中国経済の発展空間を拡充していく政策基調である。

■国際的経済循環と国内経済の循環の「双循環」を提起

先ず、消費と内需の拡大を重点に国内経済の好循環を実現する。各国GDPにおける個人消費の寄与率は米国65－70%、日・独等先進国55－60%に対して中国はまだ35－40%（世界銀行）。これは中国の経済成長方式がいかに投資依存型であったかを物語る。5中全会基本構想では、現在約1万ドルの1人当たりGDPを2035年までに中等先進国（韓国・イタリア）水準3万ドルに、GDP総量を2倍に、また現在約3万元の個人可処分所得を2倍にする目標を立てた。これは所得の底上げ、中間層の拡大、経済格差是正を導き、先進国化への道筋ともなる。他方、国際面では2020年11月に、日中韓ASEAN、豪州・ニュージーランドの15カ国が参加するRCEP（東アジア包括的経済連携）が締結されたのが大きい。これは世界GDPおよび人口の3割を占める広域巨大経済圏の成立で、日本にとっては最大の貿易相手国中国、3位の韓国との初の自由貿易協定となる。

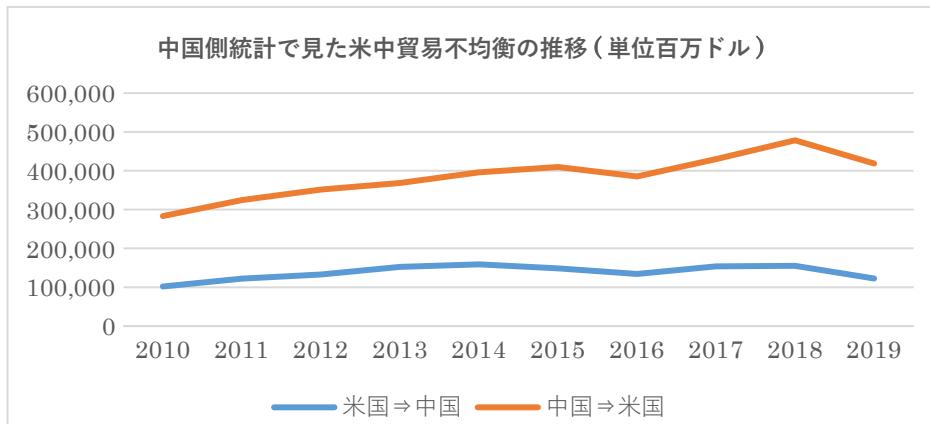
中国はこのような「国際的経済循環」と「国内経済の循環」との連結を「双循環」としている。米国新政権は発足と同時に「分離」政策の取捨という難題に直面することになる。〔山本恒人〕

米中「新冷戦」（追加のページ）

■始まりは米中貿易紛争

トランプ大統領が2016年の選挙中から問題としていた中国との巨額の貿易不均衡問題が出発点である。翌年には中国が改善のための100日計画を発表・実施したが、アメリカは満足せずその後、第1弾（18年7月）～第4弾（19年9月）へと段階的に輸入制限措置が実施されている。それ

は1万品目以上に最大25%の追加関税を課すというもので、中国も対抗措置として8000品目近くに最大25%の追加関税を課している。ただし、これらの措置も貿易不均衡の是正に寄与せず、アメリカの要求は、その後、投資、知的所有権、産業政策、為替へと範囲を拡大。たとえば、2018年6月にはアメリカの科学技術を盗んでいるとして中国人留学生へのビザ発給の厳格化を実施している。アメリカの強硬派はこれらの目的を米中経済のデカップリング（分離）としている。



■ZTE、ファーウェイ、Tiktokと半導体製造装置の対中禁輸措置

トランプ政権の真の狙いは、単なる貿易問題ではなく、中国の台頭抑止にあると見られる。例えば、先端分野の企業への直接介入であり、まずはイランや北朝鮮への禁輸措置違反のかどでZTE(中興通訊)に向こう7年間のアメリカでの販売禁止措置が課された。これは経営陣の交代と14億ドルの罰金の支払いでの「解決」したが、その後、ファーウェイ(華為技術)にもイランへの禁輸措置違反の疑いで同盟諸国にその不使用を呼び掛け、またカナダ警察にファーウェイ副会長兼CFOの孟晚舟を逮捕させている。この真の狙いは当社の世代通信システム(5G)の世界的広がりの阻止だと言われているが、日本も中央省庁や自衛隊などはファーウェイやZTEを排除するとの報道がなされている。また、アメリカはまだ未発達な中国の半導体産業の発展を阻止すべく、アメリカや台湾、日本等の半導体製造装置の対中輸出を禁じる措置も発動している。

これらと同様、「安全保障上の理由」で2020年7月からはバイトダンス運営のアプリTikTokへのトランプ大統領直々の圧力も始まっている。TikTokはショートムービーを簡単に撮影・配信できるアプリで、2018年第1四半期にダウンロード数世界一を記録。すでに150ヶ国8億人の利用者があり、世界有数のSNSとなっている。この米国内の事業をアメリカの会社に売り渡せとの圧力である。

なお、中国もこれらに対抗して安全保障上の理由で一部アメリカ企業への禁輸措置を実施する法律を準備し2021年の施行を目指している。

■領事館閉鎖、軍事的緊張から中国の通貨的自立へ

米中の対立は2020年7月のヒューストンと成都の双方の領事館の閉鎖や南シナ海での米中両軍の同時の軍事演習など軍事的緊張にまで拡がっている。アメリカは2020年の上半期だけで軍用機を2000回以上南シナ海上空に飛来させただけでなく、2020年8月25日には中国軍が黄海で実施中の実弾演習進入禁止区域にU-2偵察機を突入させるという危険な行動にまで出しており、これは中国軍が南シナ海に中距離弾道ミサイルを発射するというリアクションを生んでいる。

他方、米中対立で注目されるのは、アメリカの中国への経済制裁に対抗する目的で中国がドルを介さない国際決済システムの構築に急速に動いていることである。2015年に創設された人民元の国際銀行間決済システムCIPSはその利用が2020年内に1000行にまで拡がろうとしており、既に2020年6月時点で自国貿易の37%までが人民元決済に転換されている。バイデン政権下でどうなるかが注目されている。[大西広]

第3部 歴史（追加のページ）

2度の天安門事件（追加のページ）

■第1次天安門事件

大きな混乱をもたらした文化大革命は、その後期には民衆に文革への疑問を呈する声を生じさせていた。たとえば、1974年秋、広州で出された李一哲の壁新聞「社会主義の民主と法制について」は、林彪を批判する形式で民主主義と法治の重要性を訴えた。

1975年1月開催の第4期第1回全人代で、周恩来首相は、農業・工業・国防・科学技術の4分野で近代化をめざすことを表明した。経済再建と社会秩序の回復を進める動きに対し、いわゆる四人組などの文革派は、周恩来や鄧小平（副首相として復活していた）らへの批判を強めた。

1976年1月8日、周恩来が北京で病死した。文革に批判的な民衆は、清明節（祖先を祭る日）に周恩来を追悼することで、その意思を示そうとしたその年の清明節である4月4日を前に天安門広場の人民英雄記念碑に多くの花輪が持ち寄られた。江青や張春橋など四人組を暗に批判する詩文も少なくなかった。

4月4日夜、当局が花輪を撤去したため、翌5日それに抗議する人々が天安門広場に集まった。これを警察など治安当局が鎮圧しようとして衝突が発生、多数の民衆が逮捕された。これを第1次天安門事件（中国では四五運動）という。文革派はこの事件を「反革命政治事件」であり、その黒幕は鄧小平であるとしたため、4月7日、鄧小平はすべての職務から解任された。

■第2次天安門事件

1980年代の改革開放政策によって中国経済は急速に発展したが、政治改革の推進は十分でなかった。1989年2月、方励之・嚴家其などの知識人が政治犯の釈放と言論出版の自由を求める公開書簡を発表して民主化運動を始めた。

4月15日に胡耀邦前総書記が急死した。胡耀邦は1982年の第12回党大会で総書記に就任したが、87年1月に解任された。胡は政治改革と民主化に積極的であると見なされていたので、その死をきっかけとして学生の民主化運動が燃え上ることとなった。

北京の学生たちは、官僚の汚職・腐敗の取り締まり、言論・報道の自由の確立などを要求、連日デモ行進を行い、21日には天安門広場で数万人の集会を開いた。運動は北京だけでなく南京・西安・武漢など各地に広がった。これに対し共産党指導部は、26日の『人民日報』社説で学生たちの一連の活動を「動乱」と呼び、その制圧を主張した。

硬化した学生たちは「動乱」の撤回を求め、ハンガーストライキなどの手段も使い天安門広場で座り込みを続けた。民主化運動を呼びかけていた知識人だけでなく、物価上昇や生活格差の拡大に不満を持っていた一般市民も学生たちの行動を支援した。

5月20日、北京市内に戒厳令施行、6月4日未明、天安門広場に軍が投入されて運動は武力鎮圧される。学生・市民だけなく鎮圧した軍人も含め多数の死傷者がでた。これを第2次天安門事件（六四事件）という。

6月23日から開かれた中央委員会で、民主化運動弾圧に反対したと言われる趙紫陽総書記は解任され、江沢民が総書記に就任した。この事件には多くの国が非難して経済制裁を課したので、中国は国際的に孤立し数年間経済が低迷した。[井上久士] (写真は第一次天安門事件)

www.picturechina.com.cn
图片中国 高清历史照片



新中国の对外関係(追加のページ)

■東西冷戦の影響

中華人民共和国は東西冷戦という国際情勢のもとで誕生し、そのことが中国の对外関係に大きな影響をおよぼした。中国は社会主义陣営に属し、親ソ路線をとることを選択した。

建国後、ソ連およびブルガリア、ルーマニアなどの東欧諸国、北朝鮮、モンゴルなどの社会主义政権の国々からはすぐに承認を得られたが、米国

はひきつづき中華民国政府を中国の正式代表とみなすことを表明した。西側の大國のなかで早期に新政権承認にふみきったのは香港を植民地として有する英國くらいであった（1950年1月）。

1950年2月14日に締結された中ソ友好同盟相互援助条約によって中国は安全保障を確保し、同時にソ連からの借款供与など経済援助も獲得した。表面的には中ソの友好関係が強調されたが、内部では矛盾をはらんでいたとくに同盟条約の補充協定により、中国の東北と新疆がソ連の勢力範囲に組み込まれることになったことは、中国の主権を脅かすものであり、両国の間にしこりが残った。

中ソ同盟によって日本と並び仮想敵国とみなされた米国であったが、当初はそれほど激しく中国を敵視してはいなかった。それが変化するのは1950年6月に朝鮮戦争が勃発して以降である。米国はすぐさま第七艦隊を台湾海峡に派遣し、中国が武力によって台湾を統一することを阻止した。同戦争への米国の介入と中国の参戦により両国の軍隊が直接激突し、対立関係は決定的となった。以後、東アジアの冷戦は米中対決を基軸として展開し、米国の中国封じ込め政策に対して、中国は戦争に備え国防や経済建設を急ぐことになった。

1953年7月の朝鮮戦争休戦後、アジア諸国に対しては、積極的な平和共存外交を展開し、54年のジュネーブ会議、55年のアジア・アフリカ（バンدون）会議などに出席し、国際的地位を高めた。

1953年3月のスターリン死去後、中ソ両国の関係は「中ソ蜜月」といわれるほど密接になり、同年から開始された第一次五ヵ年計画の立案と実施にはソ連から多額の援助が与えられ、また1万人以上のソ連人専門家や技術者が中国に派遣されて各種建設を助けた。



バンドン会議の周恩来

■中ソ対立と米中接近

1956年2月、ソ連共産党第20回大会でフルシチョフが行ったスターリン批判は中ソ対立の一因となった。両国の間にはイデオロギーの違いや安全保障および領土をめぐる対立があり、その溝はしだいに深まっていった。60年代になると、中国はソ連共産党を「修正主義」と批判し中ソ論争が始まった。中ソ関係の悪化を受けて、62年4月にはイリ地方のカザフ族がソ連に大量流出するイリ事件が発生した。国境紛争も散発したが、とくに69年に発生した珍宝島（ダマンスキー島）での軍事衝突は双方にかなりの被害を出し、対立はピークを迎えた。ソ連との緊張が極度に達した中国は米国との関係改善を模索し始めた。

1965年から米国は北ベトナムへの爆撃（北爆）を行なう。米国のベトナム戦争への本格的な軍事介入によって、米中関係は緊張を高めた。北ベトナム側はソ連・中国の援助を受けて善戦し、戦争は長期化した。米国は国内外の反戦世論の高まりを受け、戦局を開拓するため中国へ接近した。71年キッシンジャー大統領補佐官の訪中、72年2月ニクソン大統領の訪中を経て米中両国は関係を改善し、79年1月に国交が正常化した。これを契機に日本や欧米諸国との関係も改善していった。[泉谷陽子]

日中國交回復以降の日中関係(追加のページ)

1972年9月、田中角栄首相と周恩来首相が北京で日中共同声明に署名。中国との国交が回復した。これは、日中戦争と第二次世界大戦の戦勝国・中国と敗戦国・日本が政府間で戦争の結末をつけると同時に、日本政府が

台湾の蒋介石政権を中国の正統政権としてきたそれまでの態度を転換して中華人民共和国政府を中国を代表する唯一の合法政府として承認した歴史的出来事だった。

■ 「戦争責任」を認めた日本

声明では、日本が戦争で中国国民に重大な損害を与えたことに「責任を痛感し深く反省する」と表明、双方が平和5原則を順守し、すべての紛争を平和的に解決し、武力または武力による威嚇に訴えないことを約束した。国交回復によって、両国間の交流が政府、民間とも軌道に乗り、大きく発展した。日中貿易が大幅に伸び、中国旅行が自由にできるようになって人的交流も盛んになり、中国残留孤児や残留婦人の帰国も進んだ。

この流れのなかで、1978年8月12日、北京で日中平友好条約が調印され、同年10月に批准書が交換され発効した。同条約は、日中共同声明に規定された「平和5原則」や「紛争の平和的解決」などの諸条項を再確認し、日中関係の基本原則を条約の形で確定したものだった。

これを受けて80年代から90年代の両国関係は、中国の天安門事件による逆流などをはさみながらも、政府、民間とともに比較的順調に進んだ。98年11月の江沢民国家主席の来日の際の日中共同宣言では、日本が「過去の一時期の中国への侵略によって中国国民に多大な災難と損害を与えた責任」と「深い反省」を表明し、両国間の公式文書で日本側が初めて「中国侵略」を認めた。

21世紀に入り、小泉純一郎首相が01年から06年まで毎年靖国神社を参拝、そのため日中首脳の相互訪問による直接会談が断絶、「政冷経熱」の状態が続き、05年4月には中国全土で群衆の抗日デモが展開された。

06年9月に就任した安倍晋三首相（第一次安倍内閣）は、最初の訪問国として翌月に中国を訪れ、当時の胡錦濤主席、温家宝首相と会談、直接の首脳会談が復活、双方は「戦略的互恵関係」の確立を約束した。この合意は、08年5月に来日した胡錦濤主席と福田康夫首相の会談にもとづく「戦略的互恵関係の包括的推進に関する日中共同声明」で再確認された。双方は「共に努力して、東シナ海を平和、協力、友好の海にする」ことも

約した。

■2010年来、厳しい局面に

しかし、日中関係は、2010年9月の尖閣諸島沖での中国漁船と海上保安庁巡視船との衝突事件、12年9月の日本政府による尖閣諸島国有化措置によって、国交回復以来最悪の事態となった。中国国内では、抗日デモが全国で吹き荒れた。さらに、12年に政権に戻った安倍晋三首相（第二次安倍内閣）が13年12月、靖国神社に参拝、侵略戦争肯定・美化の姿勢を示したことから日中関係はさらに悪化する。

日中関係の悪化を憂慮し改善を求める両国各界の声を背景に、14年11月北京で開催されたAPECの機会に安倍首相と習近平主席の会談が実現、ほぼ3年ぶりの両国首脳会談となった。この会談は、両国政府の事前の4項目合意事項を前提に実現したもので、「日中間の四つの基本文書の諸原則と精神の遵守」などがうたわれた。「四つの基本文書」とは、1972年の「日中共同声明」、78年の「日中平和友好条約」、98年の「日中共同宣言」、08年の「日中共同声明」を指し、日中関係を律する重要な基本文書として、双方が確実に履行すべき拠りどころとなっている。

14年の首脳会談以降も、日中関係は安倍政権による安保法制の強行採決などで依然厳しい局面が続いているが、両国の軍事当局間で「海空連絡メカニズム」協議が復活するなど、改善の動きも出ている。民間ベースでも、中国人観光客の大挙来日など、前向きの変化が生じている。17年9月には、日中国交正常化45周年の記念行事が、この種の行事としては10年ぶりに北京で盛大に行われた。[平井潤一]

第4部 文化・芸術・風俗習慣（追加のページ） 国家の枠を超える文学（追加のページ）

■世界で読まれる中国発のSF：劉慈欣、ケン・リュウ リウ・ツーシン

文革後、成都でいち早くSFマガジン『科幻世界』（Science Fiction World）が発行され、1985年には中国国内のSF大賞として銀河賞、2010

年には世界の華語文学を対象に全球華語科幻星雲賞が創設された。両賞に輝く劉慈欣（1963年～）は、小松左京『日本沈没』（1973年）から影響を受け、コンピューターエンジニアとの二足のわらじでSFを書き始める劉慈欣の世界的ベストセラー『三体』（原書2007年）は、文化大革命で人類に絶望した人間が三体星人とコンタクトする壮大な宇宙の物語で、オバマ元大統領も愛読したという。

リウ・ユークン
ケン・リュウ（劉宇昆、1976年～）は、中国生まれのアメリカ作家で、短編『紙の動物園』（2011年、英文）でヒューゴー賞（世界的なSF大賞）を受賞した。中国SFを世界に紹介する編集者、翻訳者としても活躍し、『三体』もケン・リュウによる英訳版によって長篇部門でアジア人初のヒューゴー賞を受賞した。ケン・リュウが編んだ中国SF英訳ア

ンソロジー『折りたたみ北京』（2016年）には、陳掀帆

ハオ・チンファン
(スタンリー・チェン、1981年～)、郝景芳(1984年～)等、現代中国SFを代表する作家の短篇が収録されている。作品には貧富の差の拡大、環境汚染、監視社会など現代社会の問題が透けて見え、そこから地球人としての視野が開かれる。

■多様な言語が織

りなす台湾の文

学：

カン・ヤオミン
甘耀明、

ウー・ミンイー
吳明益



台湾には様々な言語が織り合った複数の言葉の空間を造り、貧富の差で住人を分けた北京。（ケン・リュウ編『折りたたみ北京』早川書房 2018年表紙）→



は北京官話（マンダリン）系の「國語」（台湾華語）が中心だが、作

中に閩南語、先住民のオーストロネシア語族の台湾諸語、客家語、日本語も登場する。言語の多様性は、台湾に生きる人の多様なあり方の表現である。1990年代から香港や台湾ではLGBTにかかわるテーマを読者が感じとる作品を「同志文学」とよぶが、その言語も国家の言語の枠にはまらない。

甘耀明（1972年～）は、台湾の歴史を背景にした客家語や閩南語、多民族言語を織りこみ重層的な時空を表わす。日本の高齢者社会を台湾の未来に見据えた『冬將軍がきた夏』（2009年）で、性暴力や高齢者の貧困を、『鬼殺し』（2009年）では皇民化運動から二二八事件までを描いた吳明益（1971年～）は、『歩道橋の魔術師』（2012年）で1980年前後の台北「中華商場」を幻想的に描いた。『自転車泥棒』（2015年）ではヴィンテージ自転車の来歴から日本軍銀輪部隊がマレー半島で仕掛けた電撃戦へと時空が掘り下げられていく。

台湾では2019年アジアで初めて同性婚が合法化された。また、東南アジア出身の外国人労働者が母語で書く文学にも関心が寄せられている。そんな多彩な文化が共存する台湾の文学に世界が注目している。

チンヨン リウ・シアオポー ューホワ イエン・リエンクー
金庸、劉曉波、余華、閻連科／日本語作家たち

香港で「武侠 小説」を書き綴った金庸（1924～2018年）は中国語圏を超えて熱烈なファンをもつ。ノーベル平和賞を受賞した劉曉波（1955～2017年）の詩文、余華（1960年～）の海外向けエッセイ集『中国では書けない中国の話』（2017年）も日本で出版されている。『

ゆらく
愉樂』（2004年）など話題作が各国で翻訳される閻連科（1958年～）

は、香港や海外に時評を届けている。日本語文学では、2015年に『流』で直木賞を受賞した東山彰良や、『台湾生まれ日本語育ち』の温又柔をはじめ、バイリンガル作家が新境地を開いている[加藤三由紀]

2014年以降の中国映画(追加のページ)

■巨匠が亡くなった2014年

1980年代に西安映画製作所所長として、張芸謀、黃建新、田壯壯、陳凱歌、何平など第五世代の監督を育てた吳天明監督が2014年に亡くなった。

張芸謀監督の「妻への家路」。地方の強制収容所から脱走してきた夫が妻（鞏俐）に会えず追っ手に捕らわれる。20年がたち文革が終了し釈放され帰宅した夫は妻が記憶を失って自分を認知できない状態になっているのを知る。妻をもとにもどそうと努力しつづける夫。

ジョン・ウー監督の「ザ・クロッシング」。日中戦争末期から国共内戦をまで国民党軍英雄の結婚と死。1948年上海から台湾に向かう客船太平号沈没を金城武、章子怡、長澤まさみたちが共演した大叙事詩。

■2015年は文芸映画

「山河ノスタルジア」。ジャ・ジャンクー監督が、1999年から三つの時代に故郷と異国で母と別れた子との愛情と繋がりの強さを伝える。

女性監督アン・ホイの「黄金時代」は女性作家蕭紅の年代記。蕭軍との結婚、魯迅との交流の日々。日中戦争で夫は延安に、自分は武漢から香港へ。そこで死ぬまでの人生をたどる悲痛な大河ドラマ。

■2016年は幻想的作品から海外進出作品まで

「人魚姫／美人魚」。チャオ・シンチー監督の大企業の海洋汚染に抵抗する人魚たちを応援する青年の愛を描いた16年の興収トップ作。

「最愛の子」。趙薇主演で誘拐された子どもを探す母と、それを取り戻されたあとの母の執念のぶつかり合いを描いた実話。

「オペレーション・メコン」。メコン河で中国貨物船が何者かに襲撃さ

れた事件をきっかけに現地の工作員と中国特殊部隊が現地の麻薬組織と闘う香港のダンテ・ラム監督作品。外地に進入して戦うアクション映画という分野が始まる。

リー・ピンピン撮影監督による「長江愛の詩」。父が残した詩集とともに古い貨物船で長江を遡っていく男。長江の美しさに魅了される。

■2017年、新法が施行される

映画文化の保護・強化、盗作禁止とともに映画人の精神の引きしめ、社会主義映画文化の発展を促進しようとする映画産業促進法が3月に施行される。

「迫り来る嵐」。董越監督。鉄鋼所勤務の警備員が、知り合いの刑事の真似をして連続女性殺人事件の犯人探しをしていくサスペンス映画。主役の段奕宏が東京国際映画祭の主演男優賞受賞。

「芳華」。馮小剛監督が、自分の文工団体験をもとに解放軍文工団の男女たちの文化活動の働き、恋の悩みを描いた。団の解散で中越戦争最前線に派遣され戦傷と狂気とその後を描く青春群像。



「戦狼／ウルフ・オブ・ウォー」(左の写真)。元特殊部隊員がアフリカで起きたクーデターで民間人救出のために戦う吳京監督・主演の愛国主義軍事アクション。中国のアフリカ進出を反映させた超ヒット作。

ジョン・ウー監督、福山雅治とチャン・ハンユー主演の「マンハント」は「君よ憤怒の河を涉れ」のリメイク。日本で男の友情を強める。

陳凱歌監督、夢枕獏原作の日中台湾合作「空海 美しき妃の謎」。染谷将太が空海役で、阿部寛や黄軒たちが出演、楊貴妃の謎を描く。

■2018年はベテランと青年監督の交代か

政府寄りの主旋律映画が香港の監督に『解禁』。解放軍創立90年記念

映画「建軍大業」を劉偉強監督が、アン・ホイ監督が抗日史上に残る連隊を描く「明月はいつ昇る」など。そしてイエメンの華僑救出事件をもとに紅海沿岸の軍事行動を描く「オペレーション・レッド・シー」。監督は「メコン・オペレーション」を撮ったダンテ・ラム。

「薬の神じゃない!」。文牧野監督初作品。白血病治療薬を求める患者安い薬をインドから密輸して金儲けしようとした男が、大手企業、ニセ薬と闘い、警察に捕らわれても負けないという実話を映画化。主演は徐崢。

「僕はチャイナタウンの名探偵2」。三人の若者がニューヨークで推理ゲームに参加する。陳忠誠監督が国内でヒットさせて人気シリーズ化に。

劉芳芳監督も清華大学の百年を描く「西東を問わず」でデビューした。章子怡主演の長編。

張芸謀監督の「影武者」。戦国時代に自由と引きかえに敵地に向かう影武者。墨絵のような画面での斬り合いシーンはCGを使っていない。

「重慶大爆撃」。1938年から44年までの日本軍機の重慶爆撃を描く。市民たちの生活と犠牲。戦うパイロットに「山の郵便配達」の劉燁たち。蕭峰監督はCGの爆撃描写に苦労。

ジャ・ジャンクー監督の「帰れない二人」。やくざな男を庇って投獄された女が出所。男はおらず、7700キロの旅。17年にわたる愛。大同、奉節、ウルムチ、雄大な風景の前に人間は小さくて帰るところがない。

「死靈魂」。王兵監督が2005年から17年にかけて120人に聞いた反右派闘争で強制収容所に追われた知識人たちの証言。8時間にまとめた。中国では非公開。

■2019年は強い中国を反映

S Fファンタジー映画が出現。郭帆監督の「流転の地球」。太陽の爆発で地球の破滅を防ぐために、地球各地に一万基の強力エンジンをとりつけその力で太陽の引力から抜け出し、新しい惑星をめざす。

建国70周年に国内での強いリーダーを意識した映画「ライト・キャプテン」。高空で操縦席のフロント硝子がとんだ旅客機を大胆沈着に操縦する機長を描く前年の実話の映画化。

「烈火英雄」は港湾地区で配管が破裂、石油が流出し海面に炎が。爆発が続くが市民の安全のために闘う消防隊員群像。

「誤殺」。政治家と警察幹部の息子によって危害を加えられた娘を守る父の物語。タイ在住の中国人という設定にしたから描くことができたのではないかと思われるほど反権力的。

「在りし日の歌」。1980年代から現在までの家族を見つめる第6世代監督王小帥作品。一人息子を亡くした父と母が移住し養子をもらうがうまくいかない。過去と現在の交錯の中で友情が甦る。夫婦役の王景春と詠梅がベルリン国際映画祭で主演男優賞、女優賞をW受賞。

「ロスト・イン・ロシア」は、徐崢監督、主演のシリーズ三作目。離婚寸前の中年男が母とぶつかりながら思いがけずモスクワまで6日間の列車旅行をする。モスクワで母はボリショイ劇場で歌う！

「春江水暖」。30歳の顧曉剛監督のデビュー作。杭州市の富春江岸に住む母と四人息子、孫娘。母が倒れて息子たちの生活が変わる。

「若者たちの賛歌」。1980年代、地方都市の高校に赴任したミヤオ先生は、生徒たちに勉強をと強く当たるが生徒たちは企みがあってと、中国の高校教育の現場や大学受験の切実さがよく解る。張棟監督作品。

周迅が弁護士と人気歌手二役をこなす裁判映画「リメイン・サイレント」。弁護士は歌手刺殺事件容疑者の無罪を勝ち取るがその後に二転三転。周可監督の演出手法が冴える。

「香山の春1949」。1949年3月。毛沢東たち中国共産党中央委員会は西柏坡で北京進攻の時をうかがっている。第五世代の黃建新監督たちによる主旋律映画の典型。二枚目スター唐國強が毛沢東役。

■2020年の中国映画は

2019年に中国映画の1年間の興収642億6600万元と史上最高を誇った。うち国産映画興収411億7500万元。全国のスクリーン数約7万、製作した劇映画850作、アニメ51作、記録映画など136作。アメリカに次ぐ映画大国になった。

コロナ禍によって映画館は7月20日まで260日間閉鎖されたが、再開後

国慶節から8日間で1億人がオムニバス映画「私と私の祖国」、鞏俐主演の「奪冠」、ジャッキー・チェンの「急先鋒」などを見て35億5200万元の興収をあげた。(石子順)

太極拳(追加のページ)



太極拳たいきょくけんは中国武術の代表的な拳種・流派のひとつ。少林拳などが外家拳けいげんといわれるのに対し内家拳ないかげん(太極拳、形意拳、八卦掌はっけishōうが内家三拳といわれている)と呼ばれる。その起源についての定説はないが、17世紀初頭、陳王廷ちんおうていが陳家溝(河南省)で様々な武術の要素を組み合わせて創ったとされるが、もともとの太極拳(伝統拳)は習得が容易ではなかった。そのため中華人民共和国国家運動委員会は、伝統拳の健康増進効果を生かし誰にでも学ぶことのできる新しい太極拳を作ることを計画して、楊式太極拳ようしきを基に簡略化した簡化太極拳を1956年に制定した。

日本では1950年代に簡化太極拳が紹介され、1970年代から健康体操として広く普及が始まった。

太極拳を演じる時の特徴として、ゆっくりした動作、連続した円運動、正しい姿勢、虚と実(力を抜いた状態とこめた状態)のバランスなどを挙げることができる。

効能としては中腰の姿勢を保ってゆっくりした呼吸と身体動作から血流を促進し、心身をリフレッシュしてストレス解消につながり、筋力、筋肉

の協調運動や柔軟性の向上、身体バランスの強化と転倒リスクの低下などの促進に効果が認められている。

■伝統拳

発展の過程において多くの流派に分かれていったが主なものとして陳式太極拳を源流とする次の5流派がある。陳式太極拳=陳王廷が編み出し継承されている。豪快な震脚(足で地面を強く踏みつける動作)、発勁(力の発し方の動作)などを特徴とする。楊式太極拳=楊露禪が創始し、楊澄甫によって型が完成された。動作はのびのびとして柔らかいなどの特徴がある。吳式太極拳=吳鑒泉が楊式太極拳を基礎に編み出し形式化した。楊式よりも動きは小さいが、柔らかくきめ細やかで緊密の中にもゆったりとおだやかである。武式太極拳=武禹襄が編み出した。厳密な身体の運用と実戦的側面を備えている。孫式太極拳は孫祿堂が、先に形意拳、八卦掌を学び、武式太極拳の基礎の上に編み出した。動作は生き生きと巧みで「活歩太極拳」とも称されている。

■制定拳

中国国家体育運動委員会は専門家を組織して伝統太極拳の基礎の上に整理し太極拳を制定した。名称は動作の数で称されることが多い。主なものには次のようなものがある。簡化太極拳(24式太極拳)=初心者の入門教材として楊式太極拳を基礎に、簡単な動作から難しいものへと初心者が太極拳をマスターしやすいようになっている。88式太極拳=楊式太極拳を整理して88式の套路(動作を順にまとめたもの)に整理して作られた。楊式太極拳の特徴を具体的に集めて表現している。48式太極拳=楊式を基礎に陳式、吳式、孫式の動作を取り入れている。伝統太極拳の固定順序と流派の境界線を乗り越えたものである。総合太極拳(42式太極拳)=競技会用の套路として制定された。陳式、吳式、孫式の動作を取り入れている。そのほかに、32式太極剣、42式太極剣、推手なども制定されている

[丸山至]

書道(追加のページ)

■中国書道の始まり

中国書道は漢字の発明とともに始まった。書体は篆書、隸書、草書、行書、楷書の順に発明された。書体は早く書くために変遷したともいえるが、草書・行書・楷書が後漢（3C頃）までに同時的に誕生するなど進行は平板ではない。各書体は六朝時代（4C頃）にはほぼ完成の域に達した。

中国最古の文字といわれる殷の甲骨文（前1700年）は、亀甲や獸骨に刻まれた王家中心の占いの文字であった。周の金文は、より装飾的で封建制下の盟約などの文字であった。最古の刻石である石鼓文（戦国時代）や秦の郡県制度（中央集権）のもと、度量衡などの統一と並んで、文字も小篆（しょうてん）は篆書に統一された。秦の宰相であった李斯（りし）の書といわれる「泰山刻石」（たいざんこくせき）などはこの時期のものであった。

前漢の「居延漢簡」（前62年）は、それまでの骨や金石に鉄筆（刀）で刻む、あるいは鋲込むことから発展し、木や竹に筆で濃墨を用いて書いたものであった。そして、書の担い手が広がり、次の隸書の時代を準備した。後漢の「曹全碑」（185年）・「乙瑛碑」（153年）などの隸書の出現で、書き順と画数が確定した。隸書にある波磔（はたく）（左右に波打つような書きぶり）は前述の濃墨などを用いた時の必然であった。やがて書の「文房四宝」（ぶんぼうしほう）である筆・硯・紙・墨の品質向上によって、様々なバリエーションの作品の制作が可能となった。

■芸術としての書の確立

東晋の王羲之（とうしん おうぎし）は、楷書・行書・草書体の完成期に出た天才であり、書聖と言われた。この時期、書が芸術として一段と世間に認知された。王羲之の代表作である「蘭亭序」（らんていじょ）（353年）は、当時の文化人の人生観を示す最高級の作品のひとつである。楷書の名品として唐の三大家といわれた欧阳询（きょううせい）の「九成宮醴泉銘」（きゅうせいきゅうれいせんめい）（632年）、虞世南の「孔子廟堂碑」（こうしひょうどうひ）（628年）

褚遂良の「雁塔聖教序」（653年）があげられる。楷書は現在の明朝体などの活字体に近い。楷書は画一的で、ともすれば形骸化しやすく、その反動として晚唐には顔真卿の自書告身」（780年）のような端正とは言えない楷書が出現し、やがて宋代の人間復興期へと続いた。その他唐代の孫過庭の「書譜」（687年）はすぐれた書論で、草書の名品。顔真卿の「争座位稿」（764年）、北宋の蘇軾の「黃州寒食詩卷」は詩の内容、筆致ともに切々と鑑賞者の心を打つ名品で、その題跋（評）を書いた黄庭堅の書にも当時の禅文化などの影響が見られ、現代中国書道でも一部にそのような傾向が見られるのは興味深い。

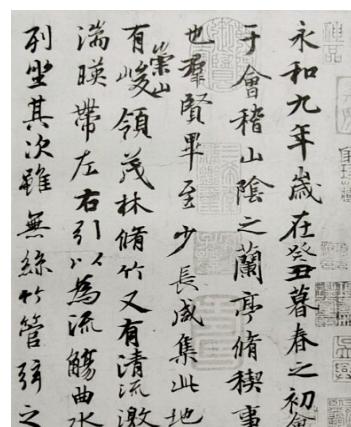
■中国書道の発展と潮流

王羲之を代表とし唐代に完成を見る技術中心の書と、顔真卿・蘇軾らの創造的な書とを『中国書道の二大潮流』とも呼ぶが、これが交互に流行すると考えられる。前者の影響は中国で書家を「書法家」とよぶことに残り後者の傾向は宋代の米芾や、晋・唐書風が復活した明代の文徵明・董其昌、鑑賞用作品の制作が中心となった清代の王鐸・金農など、さらに篆書を始めとする古典研究に進んだ鄧石如・何紹基・趙之謙らの書に、そして近代に入ると、楊守敬・吳昌碩・康有為・齊白石・郭沫若らが活躍し、現代書道にまで引き継がれている。

近世の書論では、中国歴代の書の特質を晋、唐、宋、元・明の4つの時代に区分し、「晋は自然の風韻、唐は書の技法、宋は意趣の深さ、元・明の書は姿態の美、清の書は考証的な学問」をそれぞれ尊ぶ、と表現するものもある。

絵画でいう模写同様、書道では古典を手本として習う「臨書」をもとに「創作」に進むのが常道である。[木俣博]

蘭亭序
(王羲之) →



就学前教育、流動人口の子女教育と入試改革

■就学前教育

中国における現行の就学前教育機関としては、0～3歳の乳幼児保育を行う「託児所」（主幹：衛生部＝厚生労働省に相当）、3～6歳の幼児教育を行う「幼稚園」（主幹：教育部＝文部科学省に相当）がある。農村部では小学校に「学前班」（就学前クラス）を付設し、5歳児の就学を奨励している。近年ではそれが3歳児からとなってきた。

形態としては、全日制のほか、半日制、定時制、寄宿制、農繁期の季節制等がある。また、遠隔地での巡回式もある。

新中国建国以来、託児所・幼稚園は労働に従事する親のための福利厚生施設として公的な機関が設置してきた。しかし、90年代後半以降、市場経済化の流れや経済発展により、幼稚園の民営化が進んだ。公設民営のみならず外資系や民間資本の経営する私立幼稚園が登場し、現在では私立幼稚園の占める割合は全体の3分の2以上にもなる。

■流動人口の子女教育

経済発展の深化に伴って、農村と都市の経済格差に起因する流動人口の子女の教育の問題が顕在化してきた。親と共に都市に移住してきた義務教育段階の子女を「移住子女」という。その教育は移住先現地政府が責任を持つとされ、現地の公立学校に入学できることになっているが、多大の教育費が必要となるので就学率は低い。費用のかからない民間の「民工子弟学校」に通う子弟が多いが、このような学校は無認可が多く、質的保証がないことや教育環境が悪いことが課題となっている。

親が都市に出て行くため、農村に残された子女を「留守児童」という。義務教育学齢期の彼らは親からの十分な愛情が得られず、心身の健康が懸念される。監督保護が行き届かず、基本的な生活習慣すら身につかないことが多い。また、適切な世話がなされないため、身の安全が保証されず、傷害事件や犯罪に巻き込まれやすい等の問題が生じている。

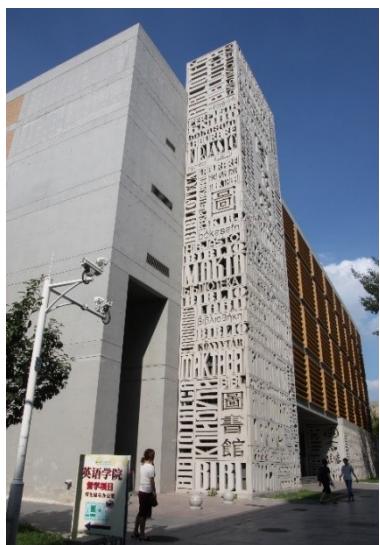
■入学者選抜制度

経済発展で人々の生活が豊かになり、教育制度についても整備、普及が

進められた結果、より上級の学校への進学希望者が急増した。1990年代にはその選抜には筆記試験により行われることが主流であった。また、優秀な実績を挙げる学校をランク付けし、教育環境を優遇する「重点校」があり、それらの学校をめざす受験競争が激化した。2000年以降は教育機会の公平性を確保するためと加熱する受験教育を是正するため、入学者選抜の改革が求められるようになった。

後期中等教育への入学者選抜の改革には、2000年代後半から、試験以外に総合評価資質評価と学力測定をプラスした方法が試行されている。

高等教育への入学者選抜は、従来から、日本の大学入試センター試験に相当する「普通高等学校招生全国統一考試」（通称「高考」）が行われている。しかし、日本の大学のように各大学で二次試験が行われることはなく、入学できる大学はこの統一入試の成績によって振り分けられる。このような制度の下では、自分の希望する所には行けないという不本意入学者が増え、それによる勉学への消極姿勢などが問題にされるようになった。学生の過重な負担、受験教育偏重のは正、公平への配慮の必要



性が高まり、入試制度の改革が求められてきた。その結果、各大学による自主的な選抜を可能にする改革が行われた。全国統一試験の成績に加えて面接や推薦での評価を加える方式が国内トップクラスの国立大学では2000年代から導入され始めた。また、2010年以降は、各大学が連携して自主的に選抜する方法も考案され、全国統一入学試験とは異なる進学ルートもいろいろと模索されている。

[吉村澄代]

←北京外国语大学附属図書館

中国四大発明(追加のページ)

中国四大発明である紙、印刷術、羅針盤、火薬は、中国文明だけでなく世界文明への偉大な貢献であり、2,000年来、特に中世以来のヨーロパと世界の政治経済、社会の発展に重大な影響を与えてきた。

中国は世界的に最も早く稻・お茶・大豆・粟の栽培や、養蚕と磁器の製造などを始めたが、「四大発明」とは最初は欧州の学者の提唱によって有名になったものである。

■紙（製紙術）

樹木やわらなどの植物を碎き溶かして、薄い膜にして乾燥させて作った、情報の記録伝達や教育普及、包装材に使われる材料（作る技術）。

紀元前2世紀の紙が発見されているが、現在も使う手漉き紙の製紙術は105年、後漢時代の蔡倫さいりんという人が前人の方法を改良して、樹皮や麻、ぼろ、古い魚網などを原料にして開発した。原料となる資源が豊富にあり、製法も簡単なため、紙は安く大量に生産されるようになった。製紙術は7世紀日本に、8世紀アラビア、12世紀欧州に伝わった。

■印刷術

7世紀に印刷術の元祖である彫刻版（木版）印刷術が発明された。木の板に漢字などを彫って、墨を塗りつけ、紙を乗せて印刷する方法。

その後、活字印刷術が北宋時代の畢昇ひっしょう（11世紀半ば）によって発明された。まず粘土に文字を彫って火で焼いて大量の活字を作る。次は枠で囲む鉄板の上に文章を組み並べ、松脂や蠟などで固定して原版を作る。そして墨を塗りつけて印刷する方法。大量印刷に効率がよい。

13世紀に木と錫など金属製の活字が現れる。15世紀後半、欧州で金属活字使用の活版印刷技術、印刷機が広まった。活版印刷による聖書の普及は、キリスト教新教（プロテスタント）の宗教革命につながった。

■羅針盤（磁気コンパス）

磁石や磁化された針が地球の南北方向を示す性質を利用して船舶や航空機の方位を測定するための計器。磁石に正極（N極）と負極（S極）の二つの磁極があり、二つの磁石を近づけると同じ極同士は反発し、異なる極同士が引き合う性質を持つ。地球自身もN極（北極）とS極（南極）があ

る大きな磁石で、この結果として磁石の両極が地球の両極(南北方向)を示す現象は戦国時代（前3世紀）に発見され、羅針盤の元祖である「司南」を作つて風水方位などの測定に用いられた。

後の青銅や漆器製の周りに方向を示す目盛りがある円盤の中心部の窪みに水を入れて磁針を浮かす懸濁式「水羅盤」と、中心に台で磁針を支える乾式「旱羅盤」が現れた。遅くとも11世紀末には中国の船舶に装備されたアラビア、ヨーロッパに伝わった。

羅針盤は15世紀前半の明代の鄭和の大航海や15世紀末のコロンブスの新大陸発見、16世紀前半マゼランの世界周航などを可能とし、現代では電子羅針盤が携帯、自動車、飛行機、船舶などに使われている。

■火薬

硝石、硫黄、炭を一定の比例で混ぜて作る黒色火薬である。方士が不老長寿の丹薬を練る際に発見した。著名な晋代（4世紀）の葛洪の書『抱朴子』に調合法の記載がある。

8世紀に本格的爆薬の火薬が発明され、10世紀に火箭（初期ロケット）かんなどの火薬兵器が初めて戦争に使われた。13世紀モンゴル軍によつてアラビアに、14世紀アラビアからヨーロッパに伝えられ、中世ヨーロッパ市民が大砲で貴族の城塞を打ち壊して封建制度を打倒する際に大きな役割を果たした。16世紀後半織田信長が大量の鉄砲を導入して長篠の戦いで武田勝頼に大勝したのは有名である。19世紀後半に無煙火薬がヨーロッパで発明され、威力が大きい大砲が作られ、植民地征服や大戦にも使われた。こうして火薬の発明は世界歴史のプロセスに関わっている。

なお、9世紀末に火薬は花火や爆竹といった一種の文化の形成にも役立ち、今日は世界中で使われている。[周建中]